no.254
1985年 2/15
アミューズメント通信
FEBRUARY 15, 1985

GAME MACHINE
Game Machine Magazine is published twice monthly on the 1st and 15th of the month by Amusement Press, Inc., 9-16 Kamiyamacho, Kita-ku, Osaka, 530 Japan. Subscription rate: Japan ¥7200; Overseas (air mail) - US$70.00 per year.

毎月2回（1日・15日）発行　昭和56年10月17日第3種郵便物認可　発行所　アミューズメント通信社　編集・発行人　赤木真澄　〒530大阪市北区神山町9-16（山名ビル）☎06(314)0309　定価300円　年間購読料7,200円（送料共）

AMゲーム機のG機への転用が明らか!?

問題山積したまま「新風営法」施行へ

無許可新規営業禁止、遵守事項等違反禁止

新風営法（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）は二月十三日午前〇時から施行され、同法第二条第一項第八号に規定される「八号営業」は、これまでの自由営業から厳しい規制を受ける「風俗営業」となる。

新風営法ならびに同法に基づく施行令（政令）、総理府令、国家公安委員会規則、施行条例などはほぼ明らかにされてきたが、実際の法運用についての疑問点は一月下旬現在いぜん多く残されており、施行上の混乱は避けられないのではないか、との声も出てきた。とくに、新たに風俗営業となる「八号営業」は、既存店において、新風営法付則で三ヵ月間の〝経過措置〟（法施行までの既存店は三ヵ月間「許可」なしに営業できる）があるが、許可に係わるもの以外の規制はすべてかかることになり、深刻である。

また一方では「八号営業」における「射幸心をそそるおそれがある遊技の用に供されないことが明らかであるものを除く」のが、どの範囲のゲーム機まで及ぶのか明らかでなく、従って「八号営業」となるかどうか明らかでない営業所も出てくることになりかねなくなってきた。「八号営業」の場合は、法施行から三ヵ月間「許可」なしに営業できるが、遵守事項や禁止事項がすぐさま適用され、いずれにせよ五月十二日までに許可申請しないと五月十三日以降の営業は禁止される。また、当然ながら新規オープンは法施行日以後、「許可」のないものは禁止される。

二月十三日以後、どういう「八号営業」が法第一条の目的にあるように、どのように風俗営業として「健全化」されるか、これまで優秀なAMゲーム機を創造してきた日本の業界がどれほど影響を受けるか、が問題となる。

G機調査の発表保留

59年版「風俗環境の特徴的傾向」

警察庁調べ

例年十月末で実施されている「風俗環境実態調査」の結果が警察庁により十二月二十七日発表された。それによると、ゲーム機設置店は前年に比べ一三・四％も増加し、新風営法施行を前に〝制限地域での既得権〟を得るための〝駆け込み〟オープンが相次いだもの、と分析されている。

また今回の発表では、これまで毎回明らかにされてきた「いわゆるギャンブル機具」ないし「賭博に使用されるおそれのある遊技機」の設置状況について一切触れられていない。このことについて同庁防犯課では「とくに意味はない」としているが、ギャンブル機による賭博犯撲滅のためにもこの種データは明らかにすることが望まれている。

警察庁によるこの調査は例年十月末現在でゲーム場などの風俗環境の実態を把握するため行なわれてきており、歴史的には昭和四十九年以来メダルゲーム場について、五十四年から五十七年まではTVゲーム機についてそれぞれ継続的に調査を実施してきている。しかし、五十八年（つまり前回分）からは、ギャンブル機による賭博事犯に主眼を置く方向で、やや調査結果の発表方針を変更（本紙第229号参照）、さらに今回は、特に問題となるはずのギャンブル機（メダルゲーム場で使用すれば便宜的に「メダルゲーム機」と呼ばれる）の設置状況は一切発表されない、というふうに変ってきた。

このことについて防犯課では「五十九年度についても実態は把握している。発表しなかったことにとくに意味はない」としている。しかし一方、これらの機具は新風営法が明らかに対象とするものであり、同法施行を目前にしたこれらの機具設置状況の発表がなんらかの影響を与えるのではないか、との配慮で発表しなかったとも考えられる。だが、この推測に対しても、防犯課では「そんなことはない」と否定している。

なお、ちなみに五十八年十月末現在の「賭博に使用されるおそれのある遊技機の設置状況」は、全国一万二千二百十三軒で四万七千七百十台設置されており、機種別の内訳では①TVゲーム機七六・四％（㋑麻雀・追丁株式三二・五％、㋺ポーカー式二七・五％、㋩ダービー式五・八％、㋥その他一〇・六％）、②スロットマシン等回胴式八・一％、③ピンボール五・五％、④電光点滅式四・六％、⑤ロタミント等回転式二・三％、⑥ルーレット等〇・八％など、となっている。ピンボールをビンゴピンボールとすれば、それなりの根拠を持つ貴重なデータである。

法施行前の〝駆け込み〟出店か　ゲーム機設置店、増加に急転

ギャンブル機の設置状況は未発表のまま〝保留〟されているが、ギャンブル機とアミューズメントマシン（AM機）を区別せずに調査項目に挙げられている「ゲームセンター等の営業所の推移」は右下の表のとおり明らかにされた。

これを見ると、今回発表分と比べ少し数字が補正されてはいるが、傾向としてここ数年間減少してきた「ゲームセンター等」が五十九年には増加に転じていることがわかる。業態区分別では「ゲームセンター等専業店」が四一・二％増と最も伸び、喫茶店等との併設店が三四・〇％増と続いているが、スナック等との併設店、その他はともに減少した。

結果として、ゲーム機を設置している営業所数は全国で四万一千百六十六ヵ所で、前回より四千八百七十四軒（一三・四％）増加した。同庁では「ゲームセンターが社会の中で一地位を占め、定着したことがうかがえる」としているが、一方、新風営法施行に伴なう〝経過措置〟に基づき、制限地域内での「八号営業」所の〝既得権〟を求めて駆け込み出店が相次いだもの、とも見られている。

ギャンブル機を使用した賭博事犯については、五十八年（一—十二月）の千六百七十一件から五十九年（一—十月）七百六十四件と、前年に比べ九百七件（五四・三％）も減少した。この減少ぶりは件数、検挙人員、押収台数いずれをとっても、五十七年—五十八年の段階から劇的に減少しており、十分注目に価する。なお五十九年の押収賭金は約三億五千万円（前回約五億四千万円）だった。

健全なAMゲーム機を基礎に置くAM業界は、これらギャンブル機犯罪の取締りに大いに期待している。

ゲームセンター等における賭博事犯の検挙状況の推移（昭和55～59年）

区分	件数・人員	55	56	57	58	59（10月）
総数（軒）	件数	475	490	1,870	1,671	764
	人員	2,068	2,513	10,353	8,482	3,585
ゲームセンター等専業店	件数	28	46	191	191	95
	人員	145	313	1,507	1,165	464
喫茶店等との併設店	件数	263	335	1,241	943	494
	人員	1,092	1,554	6,340	4,668	2,144
スナック等との併設店	件数	97	73	270	417	148
	人員	454	443	1,662	2,087	806
その他	件数	87	36	168	120	27
	人員	377	203	844	562	171
検挙営業所数		453	459	1,858	1,621	764
押収台数		838	1,263	13,483	13,002	5,958

ゲームセンター等の営業所数の推移（昭和55～59年）

区分　年次	55	56	57	58	59（10月）
総数（軒）	57,404	53,556	48,585	36,292	41,166
ゲームセンター等専業者	5,045	4,415	4,700	3,607	5,094
喫茶店等との併設店	28,405	25,725	23,333	17,737	23,766
スナック等との併設店	9,860	9,193	8,647	5,520	5,051
その他	14,094	14,223	11,905	9,430	7,255

（注）その他とは、食堂、レストラン、ドライブイン、旅館、ホテル等との併設店をいう。

G機類の扱い微妙

2月13―14日に開かれる第4回NAOショー

二月十三日から二日間、東京の新宿NSビル地下一階展示ホールにて「85NAOアミューズメントエキスポ」（第四回NAOショー）が、日本アミューズメントオペレーター協会（本部東京、内田博会長、NAO）主催により四十社の出展により開催される。

NAOショーのテーマは「楽しい娯楽、正しい運営」で、会場は大展示ホール（約千八百九平方㍍）と中展示ホール（約七百十六平方㍍）に分かれている。開催時間は両日とも午前十時から午後五時までで、入場に際しては「一般入場券」（千円）、「招待券」（NAO会員で会費一口につき二枚）、「出展社カード」（出展社一小間につき二枚）、「優待券」（五百円で招待券やカードのないNAO会員と出展社用）のいずれかが必要。

出品機種については従来出品できなかったメダルゲーム機のほか、「ゲームオブチャンスをモチーフとしたもの」、「風営対象機（七号のこと）」がそれぞれ出品可能となった。そしてメダルゲーム機およびショー実行委員会が指定する機種については「八号営業用」という表示を行なうとしている。このことは同ショー初日から施行となる新風営法によるものと考えられるが、ギャンブル機など出品制限緩和の理由および「八号営業用」の指定のしかたについて、主催者側の明確な説明がないことから、この点における同ショーの混乱が予想されるもよう。なお出品できない機種は「もっぱら賭博に使用されるおそれのあるもの、紙幣識別機搭載のゲーム機、コピー機、表現が公序良俗の範囲を逸脱するもの」などで、これらのカタログ配布やパネル展示も禁じられている。

同ショー初日の午後三時からはNAO第五回通常総会が、同五時三十分からNAO主催懇親会がいずれも京王プラザホテルにて開かれる。

大展示ホール

- A-1 ㈱トーケン
- A-2 ㈱太陽自動機
- A-3 ㈱カトウ製作所
- A-4 土佐貿易㈱
- A-5 関東娯楽工業㈱
- A-6 ㈱新日本企画
- A-7 ㈱カプコン
- A-8 シグマ商事㈱
- A-9 ㈱テーカン
- A-10 ㈱ティーアールワイ
- A-11 日本娯楽機械オペレーター㈿
- A-12 ㈱アミューズメント産業出版
- A-13 日本SC遊園協会
- A-14 東京都アミューズメントマシンオペレーター協会
- A-15 ㈱コインジャーナル
- A-16 ㈱トーゴ
- A-17 コナミ㈱
- A-18 ㈱エスコ貿易
- A-19 ㈱セガ・エンタープライゼス
- A-20 ㈱セイミツ
- A-21 ㈲寿販売
- A-22 ㈱ジャレコ
- A-23 日本物産㈱
- A-24 思川企画㈱
- A-25 グローリー商事㈱
- A-26 ㈱東京日光堂
- A-27 ㈱ケイアンドユー商会
- A-28 三和電子㈱

中展示ホール

- B-1 旭精工㈱
- B-2 大森電気㈱
- B-3 中部遊園事業㈿
- B-4 ㈲タイガー商事
- B-5 ㈱友栄
- B-6 朝日エンジニアリング㈱
- B-7 ㈲こまや製作所
- B-8 ㈱ユービーエル
- B-9 アイレム㈱
- B-10 ㈱タイトー
- B-11 ㈱ホープ
- B-12 ㈱日本ゲーム

85年 NAOアミューズメントエキスポの出展社／小間位置

バブルメモリーを採用、高度な

新ゲーム方式

コナミ工業「バブルシステム」発表

コナミ工業㈱（本社大阪、上月景正社長）では、このほど、TVゲーム機に初めてバブルメモリーを採用した新ハードシステム「バブルシステム」を開発したことを明らかにした。

同システムは16ビットCPUに高機能の映像・サウンド基板、それに従来のROMのかわりに磁気バブルメモリー（カセット）を組合わせたもの。

この特徴として同社では①さらに高度な画像表現を可能にしたこと、②バブルカセットだけの交換により低コストで新ゲームにできること、③従来のようなソフトのコピーは不可能になったことなどを挙げており、新ゲームのバブルカセットを年間六本以上発売するとしている。

磁気バブルメモリーは一種の磁石で、この内部の〝磁化のよじれ〟を情報の単位に使ったもの。同社開発部によると「簡単に言えば電気的情報を磁気にかえて磁石の原子核に打ち込み磁化させたもの。当社が採用したバブルメモリーの容量は二百五十Kバイトのもので、これは通常のTVゲーム機のROM容量に比べ二倍から四倍の容量」と説明している。同システムは同社指定の商社が総発売元となって二月上旬から発売される予定で、価格は同システムのハードとソフト（カセット）一本で二十八万円、ソフトのみは七万五千円（二本目以降は旧ソフトを二万円で下取り）。

なお同システムによる新ゲームは二種類あり、すでにATE（英国）とIMA（西独）のショーで発表されており、日本ではそれに改良を加えてNAOショーに出品される。この二機種は襲ってくる野菜たちを次々と倒していくコミカルタッチの「ツインビー」と、戦闘的要素を加えたドライブもの「アタックラッシュ」。同社ではバブルシステムとともに従来システムのTVゲーム機も並行して開発していくとしている。

コナミ工業の「バブルソフトウェア」外観

任天堂「ファミコン」用カートリッジ市場に

タイトーも契約参加

㈱タイトー（本社東京、中西昭雄社長）ではこのほど任天堂㈱（本社京都、山内溥社長）と許諾契約を結び、任天堂製家庭用TVゲーム機「ファミリーコンピュータ」用のゲームカセットを製造し四月から発売することを明らかにした。

同社では当面一ヵ月に一本ずつ発売していく予定で、「スペースインベーダー」「チャックンポップ」「フロントライン」「エレベーターアクション」など、同社開発の業務用TVゲーム機のヒット作を順次、「ファミリーコンピュータ」向けにプログラムし直す。同社はこれまでMSXパソコン用のゲームソフトを製造、販売してきているが、今回任天堂の許諾を得てMSXパソコン以外の家庭用TVゲームソフトを、しかも同社製品として手がけることになった。

この許諾内容はさきに許諾契約を交わしたナムコ、ジャレコの場合と同じで、「ファミリーコンピュータ」システムの改良時には任天堂がタイトーにその技術情報を提供すること、タイトーが任天堂の商標「ファミリーコンピュータ」を使用することなどとなっている。

なお価格は一本四千五百円に設定され、一本当たり三十万本から四十万本の発売が予定されている。

遊園施設の安全確保のため

27日に管理講習

JAPEA、第21回理事会開く

全日本遊園施設協会（本部東京、山田三郎会長、JAPEA）では十二月十三日、大阪・梅田の阪急グランドビルにて第二十一回理事会を開き、遊戯施設の安全管理講習会の実施や「子供汽車」の検査標準などについて検討した。

遊戯施設の安全管理講習会は同協会の五十九年度事業計画の一つで、前回は昨年三月に東京、大阪で開かれている。これについては同協会と日本昇降機安全センターとの共催が望ましいということになり、二団体と折衝することにされた。なお同講習会の予定は、その後二月二十七日に東京都稲城市のよみうりランドにて開かれることになった。

また「子供汽車」の検査標準については事務局より十月三十日の技術委員会の報告がなされた。同委員会では同機種に関しては建設省告示五五八号第一の六の一の㈡の解説で「地表面を走行するものは対象としていない」ので、同機種の検査標準の作成は確認申請を必要とするもののみに適用したいとするもの。これについて検討した結果、同委員会の報告事項は了承されたが、検査標準の作成の中に「地表面を走行しているものは対象としていない」という文を必ず挿入することになった。

このほか第二十二回AMショーの経過および結果が報告された。なお同ショーの決算および剰余金については次回理事会で報告されることになっている。

また日本昇降機安全センターより日中技術交流派遣団に関する協力要請を受けていること、建設防災推進協議会より「建設防災週間」に関する参加要請を受けていることなどが報告された。さらに新風営法に関する施行令などについて経過報告などが行なわれ、これについては引き続き動向を注目していくことになった。

写真はJAPEA第21回理事会（2月13日）のようす

添付書類めぐり陳情

JAMMAとNAO、それぞれの立場で簡略化求め

日本アミューズメントマシン工業協会（JAMMA）と、日本アミューズメント・オペレーター協会（NAO）は新風営法に基づく総理府令で定める「許可申請書の添付書類」について簡略化を求める陳情書を、それぞれの立場から警察庁・中山好雄保安部長あてに出している。

これらは総理府令公布の一月十一日の前後に提出されているため、また両協会の立場も異なるため内容が少しずつ異なるが、許可申請書の添付書類について簡略化を求めるもので、JAMMAは「証明書」「診断書」についてその旨を「疎明する書類」で足りるよう求め、NAOは二つ以上の営業所に関し一括申請する場合に二ヵ所目からの申請添付書類は全部コピーで足りるよう求めている。その全文は次のとおりである。

◎一月八日付JAMMA・中村会長と同オペレーター部会・中西部会長から警察庁保安部・中山部長あて陳情書

陳情書

さきに、貴庁からご発表のありました「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する総理府令についての考え方」において、「一、風俗営業者の許可申請書の添付書類」として㈢人的な資格要件を満たすことを誓約する書類㈣法第四条第一項第一号に掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証明書㈤法第四条第一項第四号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書が示されておりますが、㈢の書類は㈣㈤の趣旨を包含し得るものであると思料いたしますので、できれば㈣㈤の証明書は、添付を要しないこととしていただきたく、お願い申し上げます。

もし、このお願いが、法の趣旨からして、お取り上げが困難であるとするならば、許可申請手続きの簡略化を図るという具体的な見地から、㈣㈤の証明書は、これに代えて「証明書またはその旨を疎明する書類」と、是非、ご緩和下さるよう陳情申し上げます。

以上

◎一月十九日付NAO・内田会長と同風営対策委員長・加茂委員長から警察庁・中山部長あて要望書

風営適正化法に関する許可申請時添付書類について

国公委規則第八条において、一つの公安委員会に対し複数営業所について同時に手続を行うときは、一つの所轄警察署を経由して提出することができると定められ、業者の便宜をはかられてあることに感謝いたします。

しかしながら申請書の各種添付書類について、も各営業所ごとに正本を添付することになりますと、第八号営業のごとく、比較的小規模営業所を多数展開することを特徴とする業者にとっては、膨大な事務量および出費を強要されることとなり、その負担ははなはだ苛酷なものとなることは明らかであります。

したがいまして、一つの公安委員会に対し一括申請の場合は、先頭の申請書の添付書類以外、第二の申請書からは、共通する添付書類について、全て写しをもって提出するか、あるいは援用で足りるよう、ぜひともお認めいただきたく、切に要望いたします。

これにより、業者負担は著しく軽減されるだけでなく、御当局における処理も簡略となり、しかも法の目的をいささかも損うものではないと確信いたしております。

以上

NAO近畿3支部合同による

最後の互礼会

高堂氏、地域に密着する営業強調

日本アミューズメントオペレーター協会（NAO）の大阪府支部（川上秀雄支部長）、京都府支部（岡田稔支部長）、兵庫県支部（高木満支部長）の三支部合同による「新春互礼会」が一月五日、大阪の東洋ホテルにて開かれ、これに約百六十名の業者が出席した。

これは年頭にあたって近畿のNAO会員の結束と相互の親睦を図るため、三支部に分かれる前の旧近畿支部時代から毎年開かれてきたもので、今回で四回目となるが、大阪府支部がさきほど二月解散を決めた（本紙前号既報）ことから、これが最後の三支部合同互礼会となった。

同互礼会は岡田京都府支部支部長の司会で進められ、まず高堂良彦NAO副会長が挨拶に立ち風営問題に対するNAO本部のこれまでの取組みに触れ、また自主規制の撤底で即応した映画業界の例をあげたうえで「当業界は自主規制を叫んでいたにもかかわらず社会に開かれたものがなく、当局から自主規制を守る力がないと指摘されたことは残念だ。幸い各地に新団体が発足し、今後大切となってくる地域に密着した対応ができるものと思われる。NAOとしては今後オペレーターのための振興を図っていく方針で、その一環としての青少年指導員養成講座を次回は大阪で開く予定になっている。現状のオペレーション収益は回復傾向にあり、若者たちはゲームを文化と評価しているので、取り組み方次第ではなお発展する可能性がある」と語った。

続いて大阪府アミューズメントマシンオペレーター協会の梅原靖三会長が祝辞に立ち、同氏は「当業界は先端技術により拡大していく文化部門の一端を担っているが、青少年問題その他で風俗営業になってしまった。今後不本意ながら自主規制を強化していく必要がある。そして社会的に認められるようPRするためにも、団結せねばならない。新風営法は手かせ足かせのようだが、一病息災ということもあるので風営になってかえってよくなることを望む」と述べた。

次に大阪レジャー機器㈿理事長でもある峯久氏が「昨年は新風営法で荒れに荒れた。今年も多難が予想されるが、業界の一致団結以外に乗り切る道はない。アリでも多数集まればトラを倒すと言われる。今後大阪はOAO（大阪府AMOP協会）の結束力とその尽力に期待したい」と挨拶した。

このあと宮原NAO常務が「年末に警察庁に挨拶に行った際、新風営法に関して各県で業者と警察の意見の相違が起こるだろうが、その都度ルールづけをしていくというのが当局の考え方のようだ。だからその都度話合いをすべきで、それはテクニックの問題となる」と語り同氏が乾杯の音頭をとって宴に入った。宴半ばで八尾嘉宥氏（オーケー興産㈱）が中締めを行なった。

NAO大阪府支部はこの催しを最後に活動を停止し、今後は二月十六日に解散式を行なうことで完全になくなるとのこと。

NAO近畿三支部合同"新春互礼会"にて、（上の写真左から）NAO・高堂副会長、大阪AMOP協・梅原会長、大レ協・峯理事長

法による制限で日出時—午前○時

10都県で制限強化

東日本に集中、西日本は条例制限なし

「新風営法」下の営業時間制限

全国四十七都道府県の新風営法施行条例に関し、前回は「八号営業」の「営業制限地域」についてのみ取り上げたが、今回は「営業時間の制限」を中心に検討していくことにする。なお「制限地域」に関しては、二月十三日の法施行時においてすでに営業している「八号営業」には経過措置として三ヵ月間は許可に係わる営業場所の規制は適用を受けないとされているが、「制限時間」などについては法施行日より規制されることになるので、各地のオペレーターはとくに注意する必要がある。

「風俗営業の営業時間の制限」に関しては、現行法では各都道府県の施行条例で定められており、営業時間はおおむね午前十時から午後十一時までとされている。

これが新風営法では、法第十三条第一項で「午前零時から日出時までの時間においては、その営業を営んではならない」とされ、現行法に比べ夜間の営業時間が一時間延長できることになっている。また同項では、「都道府県が習俗的行事その他特別な事情のある日として条例で定める日」には、地域の実情に応じて条例で夜間の営業時間を延長できるとしている。

しかしながら都道府県においてとくに必要がある場合には法第十三条第二項に基づき、施行政令（施行令）第八条の基準に従って、条例で地域を定めて「制限時間」を定めることができることになっている。

施行令第八条では、「風俗営業の営業時間の制限に関する条例の基準」について、地域および風俗営業の種類ごとに制限時間を指定して行うこととしている。地域に関しては、①「住居集合地域」、②その他の地域のうち、住宅地域で早朝における風俗環境の保全についてとくに配慮を必要とする地域について指定するとしている。またこれら指定する地域における営業禁止時間の指定に関しては、①の地域では「日出時から午前十時まで及び午後十一時から翌日の午前零時までの時間」、②の地域では「日出時から午前十時までの時間」において行なうとされている。

これらの基準に従って四十七の都道府県のうち約四十都府県では「風俗営業の営業時間の制限」が定められている。しかしながらそのほとんどはパチンコ店などの「七号営業」の時間制限についてのみ定めているもので、「八号営業」に関してその営業時間の制限を定めているのは青森県など十都県となっている。なおこれらはすべて東日本に集中しており、西日本においては条例による「八号営業」の時間制限はまったく定められていないのが注目される。

またこれら十都県でも「八号営業」の時間制限の区分方法は条例によりさまざまとなっている。制限の方法としては㋑「住居集合地域」のみに限って制限時間を定めているもの、㋺施行令の基準に従って「住居集合地域」とその他の地域に区分してそれぞれ制限時間を定めているもの、㋩施行令の区分に関わらず県下一律に制限時間を定めているもの、などに大きく分けることができる。

まず㋑の「住居集合地域」のみに限って「八号営業」の営業時間の制限を定めているのは青森県、など五県であり、岩手県、富山県、石川県では早朝時間の制限のみを、青森県、千葉県では早朝営業のほか午後十一時以降の営業を制限している。また㋺の「住居集合地域」とその他の地域に区分してそれぞれ制限時間を定めているのは秋田県と東京都である。また宮城県、福井県では「住居集合地域」と「近隣商業地域」に区分して制限時間を定めている。なお「住居集合地域」以外の地域における「八号営業」の制限に関しては、宮城県では早朝時間の営業と午後十一時以後の営業を制限しており、それ以外の三都県では早朝営業についてのみ時間制限を定めている。さらに㋩の県下一律に営業時間を制限しているのは愛知県のみであり、同県では「日出時から午前九時までの時間」は営業が制限されている。

なお早朝の営業時間を制限している条例に関しては、早朝の時間指定もさまざまで青森県では「午前八時半」、岩手県など六県では「午前九時」、東京都など三都県では「午前十時」となっている。

「特例の日」は全条例さまざま　その場合は午前一時が最も多い

また法第十三条第一項に基づいて「特別の事情のある日の営業時間の特例」について条例で定めることができるとされており、全都道府県においても「特例の日」が定められている。これについては各条例によりすべて異なっているが、基本的には年末年始、盆、その他祭礼の日が含まれるとされており、長崎県では「盆（八月十三日から同月十五日までの日）、年末年始（十二月二十四日から翌年の一月七日までの日）、長崎県公安委員会規則で定める祭礼等の日」の翌日となっている。このようにほとんどの府県では年末年始、盆などについて具体的な期日を定めているが、その期間もさまざまである。年末年始で最も短かいとされているのは山形県、福島県で「一月一日、十二月三十一日」の二日間のみで、最も長いとされているのは静岡県で「十二月一日から翌年の一月八日までの日」となっている。また盆の期間についてもさまざまとなっているが、おおむね八月十四日から三日間とするものが多いようだ。

このほか変わったところでは、熊本県で「七月十四日から七月十六日までの日」を「特例の日」として定めている。

また東京都などいくつかの都道府県では「年末年始、大規模な祭礼が行われる日等として規定で定める日」としてすべて規則に委ねるようになっている。なおほとんどの条例では特例の日に関して「規則で定める日」が含まれているが、埼玉県などでは特例の日のみを規則で定めることになっており、新潟県などでは「地域を定めて」規則で特例の日を定めることになっている。

さらにこれら特例の日における営業時間の延長については、全都道府県で午前一時まで営業できることになっているが、三重県では一月一日に限っては「日出時」としており、さらに岐阜県では「規則で地域を限って定める日」については規則に委ねられている。

なお「特別の事情のある日の営業時間の特例」については、現行法に比べ運用の方法が明確にされていないとする向きもある。現行法においては現行法の施行条例の基準第二十八条で「営業時間の制限」が定められており、それによると「特別の事情があって、あらかじめ公安委員会の承認を受けた場合」は営業時間の延長ができるとしている。

このように現行法では営業時間の延長には公安委員会の「承認」が必要とされているが、各都道府県の施行条例では特例の日の営業時間の延長には公安委員会の「承認」が必要なのかどうか、それとも特例の日では自動的に延長営業ができるのかどうかなど明快な解釈が待たれている。

このほか「風俗営業に係る騒音及び振動の規則」については、法第十五条に基づいて施行令第九条の基準に従って条例で定めることになっている。

「騒音の規制」に関しては施行令では基本的に地域を区分して、それぞれについて昼間、夜間、深夜における基準となる数値が示されている。なお地域についてはおおむね住居集合地域、商業地域、その他に分けられている。また昼間とは「日出時から日没時までの時間」、夜間は「日没時から翌日の午前零時までの時間」、深夜は「午前零時から日出時までの時間」とされている。これらの基準に従ってすべての条例で騒音に係る数値が定められているが、奈良県のように多少規則を厳しくしているところもあるが、大部分は施行令並みに規定されている。

また「振動の規制」に関しては施行令で五十五デシベルとされており、埼玉県だけが五十デシベルで、そのほかは五十五デシベルにされている。

三協会初の新年会

新風営法の施行目前に、それぞれの決意表明

日本アミューズメントマシン工業協会（中村雅哉会長、JAMMA）、日本アミューズメントオペレーター協会（内田博会長、NAO）、全日本遊園施設協会（山田三郎会長、JAPEA）の三協会主催による「新年名刺交換会」が一月九日、東京・渋谷の青学会館にて開かれ、三協会の会員約百六十名が参加した。

これは昨年のJAMMA定時総会（二月）で、新年の挨拶回りに代わる三協会合同の名刺交換会を開くことが了承され、今回JAMMAの呼びかけによって実施されたもので、四年前に三協会が設立されて以来初めての合同名刺交換会となった。

JAMMAの日南香専務理事の司会で進められ、冒頭、三協会の会長がそれぞれ挨拶を行なったが新風営法施行を控えた時期だけに、各会長の挨拶の内容はいずれも風営問題が中心となった。まず中村JAMMA会長は「今年は今までと違った気の重い新年だ。新風営法は成立したが、現在なお参院小委員会で国家公安委員会規則について討論中であり、私どもも議員先生方を通して、せめて射幸性のない機械は八号営業外として区別してほしいという活動を続けている。これは正義の戦いだ。自分たちの息子や孫たちに素晴しい仕事だと誇りをもって語り、また引継いでもらえるような業界にするためにさらに努力をするつもりだ」と語った。次に内田NAO会長は「AM機は先端技術を駆使し教育的、社会的にも貢献しているものだが、これが新風営法に取り込まれることにまだ疑念を払い去ることができない。しかし法律として制定された以上はこれを遵守する以外にない。そして健全な業界としての実績を積み重ねて二、三年後にはこの不名誉を返上すべく（八号対象の）撤廃運動を展開すべきだと考える。そのためにも〝全国連合会〟を早く作り対処していかねばならない」と挨拶。また山田JAPEA会長は「今年の業界は新風営法という難局に直面した試練の年だ。レジャー産業という大きな意味では運命共同体である当業界が力を合わせ、レジャー産業の繁栄と、国民の心に潤いを与えることについて確かな価値感と社会的な誇りを持ち、自ら秩序を維持して本来の目的を達成せねばならない。JAPEAもこの難局に協力態勢を整えていきたい」と述べた。

このあと東京都アミューズメントマシンオペレーター協会の中西昭雄会長が「今年は正念場となろう。皆さんのご健闘を祈る」と述べて力強く乾杯の音頭をとって祝宴に入った。そして大阪府アミューズメントマシンオペレーター協会の峯久副会長が、業界発展を祈念して中締めを行ない、宴は終始なごやかに進められた。

写真は三協会初の「新年名刺交換会」にて、上は握手する内田氏（左）と中村氏、左側は挨拶する山田氏（左）、中西氏（右）

鹿児島県協が臨時総会開き

誓約事項加える

同日、県警招き新風営法説明会

鹿児島県健全娯楽業協会（事務局鹿児島市、政須美夫会長、会員数二十七社）では十二月二十一日、鹿児島市内のステーションホテルニューカゴシマにて臨時総会と鹿児島県警より担当官を招いて、新風営法および同県施行条例の説明会を開いた。

臨時総会では政会長の挨拶、新会員の紹介が行なわれた後、政会長が議長となり議事を進行した。

まず前回の総会以後の協会活動報告が犬伏康夫理事よりなされた。続いて会則の変更について審議が行なわれ、①同協会の目的に「健全な風俗の維持と青少年の保護育成」を盛り込むこと、②入会には遵法営業に努める旨の誓約書を提出すること、③誓約書に違反した場合は除名できることなどが決められた。

このほか新風営法問題に付随して、営業時間制限に伴なう売り上げ低下を防ぐためTVゲーム機などの料金を百円に統一したらどうかとする意見が出されたが、これについては次回の総会（二月上旬に予定）で審議することになった。

続いて行なわれた説明会には鹿児島県警察本部防犯少年課の宮田稔課長と戸高榮資係長が出席した。新風営法と同県施行条例などについて宮田課長が説明、この後これに関する質疑応答が行なわれた。

なお同協会によると十二月二十一日の説明会で明確でなかった事項なども含め、新風営法に関する質問事項をまとめるため二月に総会を開く予定とのこと。また次回総会の後で再度県警の担当官を招いて新風営法に関する説明会を開きたい、としている。

特許・実用新案 出願公告・公開（1月11～22日）

特許庁に出願された特許および実用新案の公告ないし公開の最新分で、AM業界関連のものは次のとおり。記事内容は、公告／公開の日付、発明／考案の名称、出願人、公告／公開番号、出願番号の順に掲載。なお(請)は審査請求のあったものを示している。具体的な内容については、各地の発明協会などにお問い合わせ下さい。

特許出願公開

一月十六日付＝「ゲームロボット遊戯装置」、㈱タイトー（東京）、公開7883、58－115398。

一月二十二日付＝「電動型スロットマシン」、㈱エル・アイ・シー（大阪）、公開120085(請)、58－119932。「ビデオディスプレイ装置を具備したテレビゲームマシン」、㈱タイトー（東京）、公開120086、58－118198。

実用新案出願公開

一月十九日付＝「ゲーム機」、㈱テーカン（東京）、公開7874、58－98604。

大阪府協が互礼会

警察署単位の地区委員に対し委嘱式も

大阪府アミューズメントマシンオペレーター協会（梅原靖三会長、略称OAO）では一月十一日、大阪の東洋ホテルにて関係者を招いた「新春互礼会」を開き、これに同協会の会員ら約百八十名が参加した。

同互礼会は段為菁副会長の司会によって進められ、会長と来賓の挨拶のほか"地区委員委嘱式"が行なわれた。この地区委員は府下の各警察署管轄の地区（全部で五十九ある）ごとに一名ずつ配置され、その地区を担当するもので、推薦により会長が委嘱。現在委嘱された地区委員は三十九名（あと二十地区は未定）で、それぞれに梅原会長から「地区委員委嘱状」が手渡された。

冒頭挨拶に立った梅原会長は「当協会が発足してはや二ヵ月経て、会員数も二百六十数社に増え日本一の組織率となっている。今年は大変な年となろうが、これを輝かしいものに塗りかえていくためにせねばならないことは多くある。これをみんなで進めていき、文化の担い手として業界を知ってもらえるよう努めていく必要がある。今後は一人一人の会員の活動が求められると思う。その意味でも地区委員を委嘱し、より地域に密着した業界にしていきたい」と語った。乾杯の音頭は峯久副会長が行ない、同副会長は「OAOも全国一の大きな団体に成長した。これもひとえに議員諸先生方、関係各位の協力のたまもの」と語った。

来賓の挨拶は宴に入ってから行なわれ、まず矢追秀彦・衆議院議員が「先端技術を駆使する業界のさらなる発展を望む」と祝辞を述べたあと、同協会の顧問ともなっている大久保幸義氏、田島尚治氏、八木ひろし氏の各府会議員よりそれぞれ挨拶があった。また福岡県健全娯楽業協会の児玉輝男会長も出席し挨拶を行ない、児玉会長は「当協会もOAOに協力していきたい」と語り、この催しに花を添えた。

矢追秀彦氏

大久保幸義氏

田島尚治氏

八木ひろし氏

福岡県協・児玉会長

OAO新春互礼会にて、上の写真は「委嘱状」を手渡す梅原会長（右）

「地区委員会委嘱状」（峯氏の分）

神戸グリーンフェアに向けて
17社が共同参加

遊園地「もりっ子ランド」に

今年七月二十一日から神戸市で開催される「コウベグリーンエキスポ85」（神戸グリーンフェア実行委員会主催）の遊園地部分として「もりっ子ランド」が設置されるが、このほどその参加業者が明らかになった。またこれら参加業者の間で十月二十二日に「もりっ子ランド実行委員会」が設置されていることも合わせて判明した。

同ランドへの参加業者は次の十七社であるが、いずれもJAPEA（山田三郎会長）会員。

朝日科学模型遊園㈱、㈱大阪娯楽機製作所、㈱大阪テント、加藤工業㈱、久竹娯楽㈱、㈱小宮スポーツセンター、三精輸送機㈱、三和鉄工㈱、㈱ジェイ・アール・イー、㈱渋川商店、泉陽興業㈱、㈱トーゴ、日本娯楽機㈱、㈲ファンハウス、真砂工業㈱、ミゼッティ工業㈱、明昌特殊産業㈱。

同博覧会の遊園地部分についてはさきほどJAPEAに要請があり、これを受けて同協会が窓口となり、同協会の会員に参加の呼びかけを行なった（本紙第245号既報）。この結果さきほどの十七社が参加を希望、これらが集まって九月二十五日、大阪・梅田のグランドビルにて第一回参加者合同会議を開き、共同企業体として同ランドに参加することになったもの。また十月十一日に第二回、同二十二日に第三回の参加者合同会議が開かれている。

とくに第三回の会議で「もりっ子ランド実行委員会」を設置することになり、委員長に能美政彦氏（ファンハウス）を選出したほか三名の実行委員が選出されている。

JAMMA、除名をめぐる訴訟で
ボナンザと和解

同社はTVポーカー機で遺憾の意

日本アミューズメントマシン工業協会（JAMMA）は、㈲ボナンザ・エンタープライゼズ（本社横浜、千葉和海社長）との間で行なわれてきたボナンザの除名処分をめぐる訴訟に関して十二月二十一日付で法廷和解したことを、このほど明らかにした。

ボナンザは、TVポーカー機問題に関連して同社が家宅捜索を受けたとの読売新聞（五十七年十二月一日付）記事に基づき、五十八年二月十二日付でJAMMAから除名されたが、同年三月二十三日付で東京地裁に民事訴訟を提起、同社がJAMMA会員であることの確認を求めるに至った。

その後同社とJAMMAは裁判所での争いを続けてきたが、裁判所から和解勧告が度重なり、ついに決廷和解が成立したもの。和解内容は①ボナンザは同社製ポーカーゲーム機でJAMMAに迷惑を与えたことで「遺憾の意を表明する」、②JAMMAはボナンザの除名処分を取消し、同時にボナンザは同協会を「自主退会する」が、ボナンザは今後入会申込みができる、など六項目。なお同社は今後入会申込みが可能となったが、必らずしも入会が認められるわけでなく、そのため両者間において「適正な手続きによる」場合入会を認める旨の「念書」が同時に取交されている。

JAMMAが除名した三社は、今回の和解により二社に減少した。

京都府は健娯協会

1月21日に設立総会。府警が新風営法説明会

八尾嘉宥会長

京都府下のAM機オペレーションに携わる業者が集まって一月二十一日、京都駅前の京都タワーホテルにて「京都府健全娯楽業協会」の設立総会を開き、これに六十七社が出席、同協会は正式に発足した。また同総会には府警本部防犯課の担当官による京都府新風営法施行条例などに関する説明があり、熱心な質疑応答が行なわれた。

同協会についてはNAO京都府支部（岡田稔支部長）が中心になって設立準備を進めてきたとされている。そして十二月十九日にセガ社、タイトー、ナムコを含めた十七社が集まり設立準備委員会を発足させており、同委員会の呼びかけで今回の設立総会を開いたもの。

設立総会は三部で構成され、玉村商事㈱の玉村勝美氏が司会となって進められた。第一部ではまず設立準備委員長の八尾嘉宥氏（オーケー興産㈱）がこれまでの経過を説明し、「京都は他府県に比べ設立が遅れたが、今後は結束して新風営法施行の運用面などについて行政と折衝していきたい」と述べ、続いてNAOの宮原常務が新風営法の施行に伴なう業者側の手続きなどについて説明した。そして八尾氏が議長に推薦、承認され、議長になった。

同協会の定款については㈱岡田商会の岡田稔氏が説明した。それによると会員資格は新風営法第四条第一項に定める「人的欠格事由」に該当しない「硬貨作動式娯楽機械に関連する営業者、販売業者、メーカー等の法人もしくは個人」とされている。入会金は正会員が五万円、賛助会員が三万円で、年会費は正会員が三万円、賛助会員が一万円となっている。なお同協会の活動は京都府全域だが、滋賀県において業者団体が設立されるまではこれを含むものとされている。また役員選出については議長一任となり、八尾議長が十名の理事と二名の監事を推薦、異議なく承認された。この後すぐに役員会が開かれ、同協会の役員は次のとおりとなった。

会長＝八尾嘉宥氏、副会長＝岡田稔氏、玉村勝美氏。理事＝名久井俊男氏（タイコー物産㈱）、吉田勲氏（日本科学遊園㈱）、塚本勝彦氏（㈱タイトー・関西第二地方部）、杉原英治氏（セガ社・京都営業所）、吉岡和晃氏（㈱ナムコ・京都事務所）、蕭明彦氏（㈱パピヨン）。監事＝川上秀雄氏（アイレム㈱）、山口敏夫氏（㈲ヤマグチ）。なお同協会の事務局はオーケー興産㈱（京都市下京区烏丸通七条下ル、タワービル五階、協会専用☎〇七五－三四一－一九七七）内に設置されている。

第二部では同協会の役員紹介が行なわれた後、府議会の鈴木源太郎議員、府警本部防犯課の山田修課長補佐、府青少年婦人課の山地康二係長、㈳京都府青少年育成協会の栗栖幸雄常務理事がそれぞれ来ひん挨拶を行ない、とくに京都府警の山田氏は新風営法および施行条例についての概略的な説明を合わせて行なった。

第三部では新風営法および施行条例などに関して、京都府警の山田氏に対する質疑応答が行なわれた。このなかで同氏は「八号営業」に関する店舗について、これまでにない新しい見解を示した。それによると「ゲーム機とフロア面積の比率が基準になり、ゲーム機の投影面積を三倍したものが、客の用に供するフロアの面積の五％を越えない店舗については八号営業の対象から当面除外される予定だ。同様に施行令で定める旅館などの施設については、外部から内部が容易に見通せるもののほか、それ以外のものでも客の用に供するフロアの面積に対する比率が一〇％未満の店舗についても除外される予定だ」と説明した。

京都府健全娯楽業協会設立総会にて、下は説明する京都府警の山田氏

新しいサービス業分野として
AM業を説明

ナムコ・中村氏が各界権威に

㈱ナムコ（本社東京）の中村社長が教育界および金融界のトップと対談を行なった記事が、昨年秋から二つの雑誌に掲載された。

そのひとつは世界平和教授アカデミー発行の月刊誌（昨年までは季刊）「知識」の昨年秋季号で、同誌では"トップ対談、当代両成功者による未来社会論"ということで筑波大学の福田信之学長と対談。もうひとつは第一勧銀経営センター発行の月刊誌「DKMマネジメントレポート」一月号で、"昭和六十年代の経済と経営"をテーマに第一勧業銀行の羽倉信也頭取と対談している。

「知識」では"遊びの精神が未来を拓く"という見出しが付けられ、産業発展、高齢化社会での老人の生きがい、世界平和というそれぞれの問題の基本に遊びの精神が重要になってくると論じている。また「DKMマネジメントレポート」では、まず世界経済の現況から話を進め、次に日本経済は成熟化しているが、精神面、文化面で不十分な点があるとし、今後は精神性の時代が来ると展望、そしてこれからの企業組織、事業展開のあり方を語り合って締めくくっている。この二つの対談ではいずれも中村社長は、新産業分類として第四次産業を知識産業、第五次産業を情緒産業とする同社長の持論を展開し、こういう分類の中から新しい産業進歩の手がかりが発見できるのではないか、ということで話を進めており、この考え方には福田学長も羽倉頭取も共感している。

上の写真はDKMマネジメントレポート85年1月号での掲載面から

大阪府AMOP協へ積極協力
大レ協 新年会
組合関係者ら招きなごやかに

大阪レジャー機器(協)（事務局大阪市天王寺区、峯久理事長）では一月三日、大阪・難波の敦煌にて一月例会とともに新年会を開いた。

月例会では、同組合としては大阪府アミューズメントマシンオペレーター協会（梅原靖三会長、OAO）に今後全面的協力を惜しまない、ということが確認されたほか、情報交換などが行なわれた。

月例会に引き続いて開かれた新年会は、峯理事長が簡単に挨拶をしたあと、同組合顧問の滝本康士税理士、来賓として梅原靖三OAO会長がそれぞれ挨拶、そして川上秀雄NAO大阪府支部長の乾杯によりなごやかな雰囲気で進められた。挨拶の中で梅原OAO会長は「OAOが全国一の組織となったのは、とくに大阪レジャー機器(協)の協力ならびに貢献によるところが大きい。世間では当業界に対する悪評もあるが、世論の流れは変わりつつあると思うので、一致団結し互いに協力し合っていきたい」と述べた。

写真は大レ協の新年会にて、上の写真中央は峯理事長

カプコン、謝恩セールの抽選
ハワイ2組決定
約2千枚のサービス券で95名当選

(株)カプコン（本社大阪、辻本憲三社長）では昨年秋から年末にかけて、同社製品を購入した業者の中から抽選で海外旅行や豪華賞品をプレゼントするという謝恩セールを行ない、その抽選結果をこのほど発表した。

これは同社が同社製品の購入者に対して感謝の気持ちを表わすという趣旨で実施されたもので、昨年九月二十日発売のTVゲーム機「ひげ丸」以降、同社全製品を対象に一台出荷するごとに番号付きの「謝恩販売サービス券」一枚を添付、そして所定事項を記入のうえ十二月三十一日までに同社に返送されてきた同サービス券により抽選が行なわれ、合計九十五名の当選者が決まった。返送されてきた同サービス券は、全発行枚数の約二〇%に当たる二千余枚。

抽選は一月二十二日、アミューズメント通信社内にて辻本社長が見守るなか、同通信社の赤木社主による無作為抽出の方法で厳正に行なわれた。その結果一等賞のペアによるハワイ旅行に山口県徳山市の宮本宏明氏と東京都練馬区の(有)協和の二組が招待されることになった。また二等賞のペアでのグアム島旅行には名古屋市のICマッハ、兵庫県姫路市の尾花商会、長野県諏訪市の日達商事(株)の三組が招待されるほか、三等賞のペアの国内旅行券（一泊二日相当）が十名に、四等賞の十四インチカラーテレビが三十名に、サムソナイトのビジネス用アタッシュケースが五十名にそれぞれ贈られることが決まった（詳しくは本紙本号の同社広告にて発表）。

なお同社では引き続いて「謝恩販売サービス券」を発行し、六月には今回を上回るスケールの賞品を用意するとしている。

論潮
新風営法施行

いよいよ新風営法が施行され、新たに「八号営業」が二月十三日に誕生する。その意義は、このわずかな紙面でとても書き表わせないほど大きいが、要約すると次のようになるだろう。

(1) スロットマシンに代表されるギャンブルマシンを日本で「メダルゲーム機」として導入した過去の経緯において、使い方次第で賭博に流れる危険性があるにもかかわらず、十分な対応が行なわれなかったことが発端となっていること。とくに業界側は「メダルゲーム場運営基準」を厳守するのを怠ったばかりか、尊重する姿勢を失なってきていたこと。

(2) TVポーカーに代表される「クレジット／ベット式」など、メダルの換金行為に代わるクレジットの賭け事は「メダルゲーム場運営基準」制定時には想定しなかったものではあるが、これらに対して業界側の自主規制がすべて後手に回り、不完全に終始したこと。

(3) 度重なるギャンブル機賭博に関して、業界側は「自分たちはかれらと関係がない」とそれなりに区別していたが、世論は同一視する傾向がますます強くなったにもかかわらず、一貫して他人事と把えてきた。ギャンブル機の扱いに慎重さが足りないことが、これに輪をかけた。

(4) こうした業界側の態度は法規制を促がすことになったが、法規制の方針が明らかになると今度は賭博と関係ないAM機までもが一緒に巻き込まれることになった。これらの過程で、NAOという一種奇妙なオペレーター組織は十分なまでに利用された。その責任は組織の奇妙さと同様、おそらく今後も解明されないことと思われる。

(5) AM機まで法規制を受けることに対してJAMMAは一貫して反対しているが、これまでの複雑な感情が禍いして目下のところ大多数のオペレーターの支持を得るに至っておらず、結果として業界のほとんど全部が危機にさらされることになった。自覚のなさほど恐いものはない。

新会社設立

(株)永真企画＝東京都杉並区下高井戸五の二の四、池田ビル、☎三〇六－〇八八一、林真一社長。

法人に改組

(株)タナカ企画（旧・田中企画社）＝東京都目黒区中目黒一の一の六十四、目黒ロイヤルハイツ、☎七一五－九六七六、田中美知男社長。

事務所移転

(有)芝商事＝奈良県桜井市戒重幸玉町二百九の二十五、☎(〇七四四四)五－二九九四、国見親王社長。

データイースト(株)・福岡営業所＝福岡市博多区博多駅東三の十三の十二、藤嶋第三ビル、☎(〇九二)四七四－〇一二〇、仲野俊一所長。

地番表示変更

(株)フジ・ユーエン＝東京都足立区入谷九の三十の二、☎八九七－〇三九〇、古館達三社長。

新風営法施行府令、規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する総理府令（抄）

（昭和六十年一月十一日 総理府令第一号）

（許可申請書の添付書類）
第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の総理府令で定める書類は、次のとおりとする。
一 営業の方法を記載した書類
二 営業所の使用について権原を有することを疎明する書類
三 営業所の平面図及び営業所の周囲の略図
四 個人である場合には、次に掲げる書類
イ 最近五年間の略歴を記載した書面及び住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し）
ロ 法第四条第一項第一号から第八号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
ハ 法第四条第一項第一号に掲げる者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書
ニ 法第四条第一項第四号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書
ホ 未成年者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。以下同じ。）で風俗営業を営むことに関し法定代理人の許可を受けているものにあつては、その法定代理人の氏名及び住所を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面（風俗営業者の相続人である未成年者で風俗営業を営むことに関し法定代理人の許可を受けていないものにあつては、被相続人の氏名及び住所並びに風俗営業に係る営業所の所在地を記載した書面並びにその法定代理人に係るイからニまでに掲げる書類）
五 法人である場合には、次に掲げる書類
イ 定款及び登記簿の謄本
ロ 役員に係る前号イ、ハ及びニに掲げる書類
ハ 役員に係る法第四条第一項第一号から第七号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
六 選任する管理者に係る次に掲げる書類
イ 誠実に業務を行うことを誓約する書面
ロ 第四号イ、ハ及びニに掲げる書類
ハ 法第二十四条第二項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
七 （略）

（構造及び設備の軽微な変更）
第二条 法第九条第一項の総理府令で定める軽微な変更は、営業所の構造及び設備に係る変更のうち、次に掲げる変更以外の変更とする。
一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第十四号に規定する大規模の修繕又は同条第十五号に規定する大規模の模様替に該当する変更
二 客室の位置、数又は床面積の変更
三 壁、ふすまその他営業所の内部を仕切るための設備の変更
四 営業の方法の変更に係る構造又は設備の変更

（構造及び設備の変更等に係る届出書の記載事項）
第三条 法第九条第三項（法第二十条第十項において準用する場合を含む。）の総理府令で定める事項は、当該変更に係る変更年月日、変更事項及び変更の事由とする。

（構造及び設備の変更等に係る届出書の添付書類）
第四条 法第九条第三項の総理府令で定める書類は、第一条第一号から第六号までに掲げる書類のうち、当該変更事項に係る書類とする。

第五条から第十二条まで（略）

（従業者名簿の記載事項）
第十三条 法第三十六条の総理府令で定める事項は、性別、生年月日、本籍、採用年月日及び従事する業務の内容とする。

（団体の届出）
第十四条 法第四十四条の規定による届出をしようとする者は、その目的とする事業が二以上の都道府県の区域において行われる団体にあつては警察庁に、それ以外の団体にあつては警視庁又は道府県警察本部に、次条に規定する事項を記載した書類を提出しなければならない。
2 前項の規定により書類を提出する場合においては、警察庁に提出する書類でその目的とする事業が一の管区警察局の管轄区域内において行われる団体に係るものにあつては当該管区警察局を経由して、警視庁又は道府県警察本部に提出する書類にあつては当該団体の主たる事務所の所在地の所轄警察署長を経由してするものとする。

（届出事項）
第十五条 法第四十四条の総理府令で定める事項は、次のとおりとする。
一 名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
二 目的及び事業
三 成立の年月日
四 団体を組織する者の氏名及び住所（その者が団体である場合にあつては、当該団体の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）
五 法人である場合には、法人の設立の許可又は認可を受けた年月日、定款並びに役員の氏名及び住所

附則（略）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（抄）

（昭和六十年一月十一日 国家公安委員会規則第一号）

（許可申請書等の提出）
第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）及びこの規則の規定により都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に申請書又は届出書を提出する場合においては、正副二通の申請書又は届出書を提出しなければならない。
2 前項の規定による申請書又は届出書の提出は、この規則に特別の定めのある場合を除き、当該申請書又は届出書に係る営業所の所在地の所轄警察署長を経由してしなければならない。

第二条（略）

（国家公安委員会規則で定める遊技設備）
第三条 法第二条第一項第八号の国家公安委員会規則で定める遊技設備は、次に掲げるとおりとする。
一 スロットマシンその他遊技の結果がメダルその他これに類する物の数量により表示される構造を有する遊技設備
二 テレビゲーム機（勝敗を争うことを目的とする遊技をさせる機能を有するもの又は遊技の結果が数字、文字その他の記号によりブラウン管上に表示される機能を有するものに限るものとし、射幸心をそそるおそれがある遊技の用に供されないことが明らかであるものを除く。）
三 フリッパーゲーム機
四 前三号に掲げるもののほか、遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技の用に供する遊技設備（人の身体の力を表示する遊技の用に供するものその他射幸心をそそるおそれがある遊技の用に供されないことが明らかであるものを除く。）
五 ルーレット台、トランプ及びトランプ台その他ルーレット遊技又はトランプ遊技に類する遊技の用に供する遊技設備

第四条（略）

（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）
第五条 法第四条第一項第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。
一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条、第百五条の二、第百八十六条、第百九十九条、第二百四条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十条、第二百二十二条、第二百二十三条、第二百三十四条、第二百三十六条又は第二百四十九条に規定する罪
二 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）第一条又は第三条に規定する罪
三 暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）に規定する罪
（以下、四号から十六号までは紙数の都合で省略）

（構造及び設備の技術上の基準）
第六条 法第四条第二項第一号の国家公安委員会規則で定める技術上の基準は、次の表の上欄に掲げる風俗営業（法第二条第一項に規定する風俗営業をいう。以下同じ。）の種別の区別に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

風俗営業の種別	構造及び設備の技術上の基準
（第一号～第七号営業 略）	
法第二条第一項第八号に掲げる営業	一 客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと。 二 善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと。 三 客室の出入口に施錠の設備を設けないこと。ただし、営業所外に直接通ずる客室の出入口については、この限りでない。 四 第二十一条に定めるところにより計つた営業所内の照度が十ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。 五 第二十三条に定めるところにより計つた騒音又は振動の数値が法第十五条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。 六 遊技料金として紙幣を挿入することができる装置を有する遊技設備又は客に現金若しくは有価証券を提供するための装置を有する遊技設備を設けないこと。

第七条（略）

（許可申請の手続）
第八条 法第五条第一項に規定する許可申請書の様式は、別記様式第二号のとおりとする。
2 前項の許可申請書の提出は、営業所の所在地の所轄警察署長を経由してしなければならない。この場合において、一の公安委員会に対して同時に二以上の営業所に係る許可申請書を提出するときは、それらの営業所のうちいずれか一の営業所の所在地の所轄警察署長を経由して提出すれば足りる。

（許可証の交付）
第九条 法第五条第二項に規定する許可証の様式は、別記様式第三号のとおりとする。
2 公安委員会は、法第三条第一項の許可をしたときは、速やかに、申請者にその旨を通知するとともに、許可証を交付するものとする。

第十条（略）

（通知の方法）
第十一条 法第五条第三項の規定による通知は、理由を付した書面により行うものとする。

（許可証の再交付の申請）
第十二条 法第五条第四項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、別記様式第五号の許可証再交付申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

（相続の承認の申請）
第十三条 法第七条第一項の規定により相続の承認を受けようとする者は、別記様式第六号の相続承認申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。
2 前項の相続承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 申請者に係る風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する総理府令（昭和六十年総理府令第一号。以下「府令」という。）第一条第四号に掲げる書類
二 申請者と被相続人との続柄を証明する書面
三 申請者以外に相続人があるときは、その者の氏名及び住所を記載した書面並びに当該申請に対する同意書
3 第八条第二項の規定は、第一項の相続承認申請書の提出について準用する。

（相続の承認に関する通知）
第十四条 公安委員会は、法第七条第一項の承認をしたときは、速やかに申請者にその旨を通知するものとする。
2 公安委員会は、法第七条第一項の承認をしないときは、理由を付した書面により申請者にその旨を通知するものとする。

（許可証の書換えの手続）
第十五条 法第七条第五項の規定により許可証の書換えを受けようとする者は、別記様式第七号の書換え申請書及び当該許可証を当該公安委員会に提出しなければならない。

（許可証の返納）
第十六条 法第七条第六項の規定による許可証の返納は、同項の通知を受けた日から十日以内に、当該許可証に係る営業所の所在地の所轄警察署長を経由してしなければならない。

（変更の承認の申請）
第十七条 法第九条第一項（法第二十条第十項において準用する場合を含む。第十九条において同じ。）の規定により変更の承認を受けようとする者は、別記様式第八号の変更承認申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。
2 前項の変更承認申請書には、府令第一条第一号から第三号までに掲げる書類（法第二十条第十項において準用する法第九条第一項の規定により変更の承認を受けようとする場合にあつては、府令第一条第七号に掲げる書類）のうち、当該変更事項に係る書類を添付しなければならない。

（軽微な変更等の届出）
第十八条 法第九条第三項第一号又は第二号（法第二十条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に係る法第九条第三項に規定する届出書の様式は、別記様式第九号のとおりとする。
2 前項の届出書の提出は、法第九条第三項第一号に係る届出書にあつては同号に規定する変更があつた日から十日以内に、同項第二号に係る届出書にあつては同号に規定する変更があつた日から一月（当該変更が照明設備、音響設備又は防音設備に係るものである場合にあつては、十日）以内にしなければならない。

（準用規定）
第十九条 第十四条の規定は法第九条第一項の承認について、第十五条の規定は法第九条第四項の規定により許可証の書換えを受けようとする者について準用する。

（許可証の返納）
第二十条 法第十条第一項又は第三項の規定による許可証の返納は、当該事由の発生の日から十日以内に、当該許可証に係る営業所の所在地の所轄警察署長を経由してしなければならない。
2 前項の規定により返納する許可証には、別記様式第十号の返納理由書を添付しなければならない。

（風俗営業に係る営業所内の照度の測定方法）
第二十一条 法第十四条の営業所内の照度は、次の表の上欄に掲げる営業の種別の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める営業所の部分における水平面について計るものとする。

営業の種別	営業所の部分
（第一号～第七号営業 略）	
法第二条第一項第七号又は第八号に掲げる営業	一 営業所に設置する遊技設備の前面又は上面 二 次に掲げる客席の区分に応じ、それぞれ次に定める客席の部分 イ いすがある客席 遊技設備に対応するいすの座面及び当該座面の高さにおける客の通常利用する部分 ロ いすがない客席 客の通常利用する場所における床面 三 ぱちんこ屋及び令第十一条に規定する営業にあつては、通常賞品の提供が行われる営業所の部分

（風俗営業に係る営業所内の照度の数値）
第二十二条 法第十四条の国家公安委員会規則で定める数値は、次の各号に掲げる営業の種別の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
一 法第二条第一項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる営業 五ルクス
二 法第二条第一項第四号に掲げる営業 次に掲げる営業所の区分に応じ、それぞれ次に定める数値
イ ダンス教授所以外の営業所 十ルクス
ロ ダンス教授所 二十ルクス
三 法第二条第一項第六号から第八号までに掲げる営業 十ルクス

（騒音及び振動の測定方法）
第二十三条 令第九条第三項（令第十四条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の騒音の測定に係る国家公安委員会規則で定める方法は、営業所の境界線の外側で測定可能な直近の位置について、日本工業規格C一五〇二に定める普通騒音計又はC一五〇五に定める精密騒音計を用いて行う日本工業規格Z八七三一に定める騒音レベルの測定方法とする。この場合において、聴感覚補正回路はA特性を、動特性は速い動特性を用いることとし、騒音レベルは、五秒以内の一定時間間隔及び五十個以上の測定値の五パーセント時間率騒音レベルとする。
2 令第九条第三項の振動の測定に係る国家公安委員会規則で定める方法は、営業所の境界線の外側で測定可能な直近の床又は地面（緩衝物がなく、表面が水平であり、かつ、堅い床又は地面に限る。）について、日本工業規格C一五一〇に定める振動レベル計を用いて行う日本工業規格Z八七三五に定める振動レベルの測定方法とする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を、動特性は日本工業規格C一五一〇に定める動特性を用いることとし、振動レベルは、五秒間隔及び百個の測定値又はこれに準ずる間隔及び個数の測定値の八十パーセントレンジの上端値とする。

（料金の表示方法）
第二十四条 法第十七条の規定による料金の表示は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。
一 壁、ドア、ついたてその他これらに類するものに料金表その他料金を表示した書面その他の物（以下この条において「料金表等」という。）を客に見やすいように掲げること。
二 客席又は遊技設備に料金表等を客に見やすいように備えること。
三 前二号に掲げるもののほか、注文前に料金表等を客に見やすいように示すこと。

（表示する料金の種類）
第二十五条 法第十七条の国家公安委員会規則で定める料金の種類は、次の表の上欄に掲げる営業の種別の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

営業の種別	料金の種類
（第一号～第七号営業 略）	
法第二条第一項第八号に掲げる営業	一 ゲーム料金その他名義のいかんを問わず、当該営業所の施設を利用して客が遊技をする行為について、その対価又は負担として客が支払うべき料金 二 サービス料金その他名義のいかんを問わず、当該営業所の施設を利用する行為について、その対価又は負担として客が支払うべき料金で前号に定めるもの以外のものがある場合にあつては、その料金

（年少者の立入禁止の表示方法）
第二十六条 法第十八条（法第二十八条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による表示は、法第十八条の規定により表示すべき事項を表示した書面その他の物を公衆に見やすいように掲げることにより行うものとする。

第二十七条から第二十九条（略）

（管理者の選任）
第三十条 法第二十四条第一項の規定により選任される管理者は、営業所ごとに専任の管理者として置かなければならない。

（管理者の業務）
第三十一条 法第二十四条第三項の国家公安委員会規則で定める

業務は、次のとおりとする。

一　営業所における業務の適正な実施を図るため必要な従業者（営業者の使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）に対する指導に関する計画を作成し、これに基づき従業者に対し実地に指導し、及びその記録を作成すること。

二　営業所の構造及び設備が第六条に規定する技術上の基準に適合するようにするため必要な点検の実施及びその記録の記載について管理すること。

三　ぱちんこ屋及び令第七条に規定する営業にあつては、営業所に設置する遊技機が第七条に規定する基準に該当しないようにするため必要な点検の実施及びその記録の記載について管理すること。

四　法第二十二条第四号の規定により客として立ち入らせてはならないこととされる未成年者を営業所内で発見した場合において、当該未成年者に営業所から立ち退くべきことを勧告することその他の必要な措置を講ずること。

五　法第三十六条に規定する従業者名簿及びその記載について管理すること。

六　営業所における業務の実施に関する苦情の処理を行うこと。

（管理者の解任の勧告）

第三十二条　法第二十四条第五項の規定による勧告は、理由を付した書面により行うものとする。

（管理者講習）

第三十三条　法第二十四条第六項の規定による管理者に対する講習（以下「管理者講習」という。）の種別は、定期講習、処分時講習及び臨時講習とする。

2　定期講習はすべての当該営業所の管理者について当該営業所の管理者として選任された日からおおむね三年ごとに一回、処分時講習は法第二十六条第一項の規定により当該風俗営業の全部又は一部の停止が命じられた場合に当該営業所の管理者について当該処分の日からおおむね一年以内に一回、臨時講習は善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため管理者講習を行う必要がある特別の事情がある場合に当該事情に係る営業所の管理者について、その必要の都度、それぞれ行うものとする。

3　管理者講習は、その種別に応じ、次の表の上欄に掲げる区分により、それぞれ同表の中欄に掲げる講習事項について、同表の下欄に掲げる講習時間行うものとする。

管理者講習の種別	講習事項	講習時間
定期講習	一　法その他営業所における業務の適正な実施に必要な法令に関すること。 二　法第二十四条第三項及び第三十一条に規定する管理者の業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に関すること。	四時間以上六時間以下
処分時講習	一　定期講習の項中欄に掲げる講習事項 二　風俗営業者若しくはその代理人又は従業者が再び法令の規定に違反することを防止するために管理者として講ずべき措置に関すること。	四時間以上六時間以下
臨時講習	風俗営業に係る特別な事情に関する事項で、管理者の業務を適正に実施するため必要なものに関すること。	二時間以上四時間以下

4　管理者講習は、その種別に応じ、あらかじめ作成した講習計画に基づき、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いる方法により行うものとする。

（管理者講習の通知等）

第三十四条　公安委員会は、管理者講習を行おうとするときは、当該管理者講習の実施予定期日の三十日前までに、当該管理者講習を行おうとする管理者に係る風俗営業者に、別記様式第十一号の管理者講習通知書により通知するものとする。

2　前項の管理者講習通知書に係る風俗営業者は、当該実施予定期日の十日前までに、当該管理者の選任に係る営業所の所在地の所轄警察署長を経由して、当該公安委員会に、受講申込書又は当該管理者講習を受講させることができない旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

3　公安委員会は、管理者講習を受講した者に対し、受講証明書を交付するものとする。

4　第二項の受講申込書及び前項の受講証明書の様式は、別記様式第十二号のとおりとする。

第三十五条から第四十五条　（略）

（従業者名簿の備付けの方法）

第四十六条　法第三十六条に規定する風俗営業者等は、当該従業者が退職した後においても、その退職した日から三年間は、その者に係る従業者名簿を備えておかなければならない。

附　則　（略）

（編集部註）　「新風営法」に基づく総理府令、国家公安委員会規則の全部を掲載することは、①紙数の都合上あまりにぼう大であること、②しかし法施行を直前に控えており緊急を要すること——から、「八号営業」に関する部分に絞って〝抄録〟にしておいた。

「**少年指導員規則**」（昭和六十年国家公安委員会規則第二号）、「**風俗環境浄化協会に関する規則**」（同第三号）は省略

別記様式第2号（第8条関係）

その1

※受理年月日		※許可年月日	
※受理番号		※許可番号	

許　可　申　請　書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第5条第1項の規定により許可を申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請者の氏名又は名称及び住所

㊞

項目	記入欄
（ふりがな）氏名又は名称	
住所	〒(　)　(　)局　番
（ふりがな）営業所の名称	
営業所の所在地	〒(　)　(　)局　番
風俗営業の種別	法第2条第1項第　号の営業
（ふりがな）管理者の氏名	
管理者の住所	〒(　)　(　)局　番
（ふりがな）法人にあつては、その役員の氏名	法人にあつては、その役員の住所
代表者	

その2(C)（法第2条第1項第8号の営業）

営業所の構造及び設備の概要	建物の構造				
	建物内の営業所の位置				
	客室数	室	営業所の床面積		㎡
	客室の総床面積　㎡	各客室の床面積	㎡	㎡	
			㎡	㎡	
	照明設備				
	音響設備				
	防音設備				
	法第二条第一項第八号の営業に係る遊技設備	区分	テーブル型	その他の型	計
		スロットマシン等	台	台	台
		テレビゲーム機	台	台	台
		フリッパーゲーム機	台	台	台
		ルーレット台等	台	台	台
		その他の遊技設備	台	台	台
		計	台	台	台
	その他				
※風俗営業の種類					
※兼業					
※同時申請の有無	①有　②無	※受理警察署長			
※条件	年　月　日				
	年　月　日				
	年　月　日				

備考
1　※印欄には、記載しないこと。
2　その2(A)は法第2条第1項第1号から第6号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その2(B)は同項第7号の営業について許可を申請する場合に、その2(C)は同項第8号の営業について許可を申請する場合に、その3は同項第7号の営業のうち法第4条第3項に規定する営業（例、ぱちんこ屋）について許可を申請する場合に使用すること。
3　「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平家又は二階建等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造及びれんが、コンクリートブロック造の別並びに階層（地階を含む。）別を記載すること。
4　「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
5　「照明設備」欄には、照明設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
6　「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、台数、設置位置等を記載すること。
7　「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。
8　「その他」欄には、出入口の数、間仕切りの位置及び数、装飾その他の設備の概要等を記載すること。
9　法第2条第1項第6号の営業にあつては、その2(A)の「各客室の床面積（うちダンスの用に供する部分の床面積）」欄には、各客席の床面積を記載すること。
10　その2(B)の「その他の遊技設備」欄には、まあじやん台及び法第4条第3項に規定する営業に係る遊技機以外の遊技設備について、その種類、型式及び台数を記載すること。
11　その2(C)の「スロットマシン等」欄には、スロットマシンのほか、メダルゲーム機について記載すること。
12　その3の「備考」欄には、新品か中古品かの別を記載すること。
13　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
14　用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

（編集部註）　国家公安委員会による「新風営法」施行規則で、「別記様式」となっているものは次のとおり（**太字**のものだけとりあえず収録した）。

別記様式第一号（第四条関係）＝「許可更新申請書」……法第三条第三項関係。

別記様式第二号（第八条関係）＝「許可申請書」**（その1）**。（その2(A)）……法第二条第一項第一号から第六号までの営業、（その2(B)）……法第二条第一項第七号の営業、**（その2(C)）**……法第二条第一項第八号の営業。（その3）……法第四条第三項に規定する営業に係る遊技機の明細書。**「備考」**。

別記様式第三号（第九条関係）＝「風俗営業許可証」。

別記様式第四号（第十条関係）＝「許可更新手続書」……法第二条第一項第七号の営業関係。

別記様式第五号（第十二条関係）＝「許可証再交付申請書」……法第五条第四項の規定関係

別記様式第六号（第十三条関係）＝「相続承認申請書」。

別記様式第七号（第十五条、第十九条関係）＝「許可証書換え申請書」。

別記様式第八号（第十七条関係）＝「変更承認申請書」。

別記様式第九号（第十八条関係）＝「変更届出書」。

別記様式第十号（第二十条関係）＝「返納理由書」。

別記様式第十一号（第三十四条関係）＝「管理者講習通知書」。

別記様式第十二号（第三十四条関係）＝「受講申込書」。

別記様式第十三号（第三十五条関係）から別記様式第十七号（第四十四条関係）までは、すべて「風俗関連営業等」に係わるもの。うち別記様式第十七号のみが、「深夜における酒類提供飲食店営業営業開始届出書」となっている。

別記様式第3号（第9条関係）

第　　号

風俗営業許可証

氏名又は名称

営業所の所在地

営業所の名称

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第　　号の営業(　　　)を営むことを許可する。

年　月　日

公安委員会　印

備考
用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

別記様式第6号（第13条関係）

※受理年月日		※受理番号		※相続承認年月日	

相　続　承　認　申　請　書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第7条第1項の規定により相続の承認を申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請者の氏名及び住所

㊞

項目	記入欄		
（ふりがな）氏名			
住所	〒(　)　(　)局　番		
（ふりがな）営業所の名称			
営業所の所在地	〒(　)　(　)局　番		
風俗営業の種別	法第2条第1項第　号の営業		
許可年月日	年　月　日	許可番号	
（ふりがな）被相続人の氏名			
被相続人の住所			
被相続人との続柄		被相続人の死亡年月日	年　月　日
他の相続人の有無	有　　無		
※風俗営業の種類			
※同時申請の有無	①有　②無	※受理警察署長	

備考
1　※印欄には、記載しないこと。
2　「他の相続人の有無」欄は、該当する文字を○で囲むこと。
3　用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

別記様式第9号（第18条関係）

※受理年月日		※受理番号	

変　更　届　出　書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第9条第3項第1号・第9条第3項第2号（同法第20条第10項において準用する場合を含む。）の規定により届出をします。

年　月　日

公安委員会殿

届出者の氏名又は名称及び住所

㊞

項目	記入欄		
（ふりがな）氏名又は名称			
住所	〒(　)　(　)局　番		
（ふりがな）法人にあつては、その代表者の氏名			
（ふりがな）営業所の名称			
営業所の所在地	〒(　)　(　)局　番		
風俗営業の種別	法第2条第1項第　号の営業		
許可年月日	年　月　日	許可番号	
変更事項	変更年月日	新	旧
変更の事由			

備考
1　※印欄には、記載しないこと。
2　「変更事項」欄については、変更年月日ごとに区分して記載すること。
3　不要の文字は、横線で消すこと。
4　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
5　用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

別記様式第8号（第17条関係）

※受理年月日		※受理番号		※変更承認年月日	

変　更　承　認　申　請　書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第9条第1項（同法第20条第10項において準用する場合を含む。）の規定により変更の承認を申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請者の氏名又は名称及び住所

㊞

項目	記入欄		
（ふりがな）氏名又は名称			
住所	〒(　)　(　)局　番		
（ふりがな）法人にあつては、その代表者の氏名			
（ふりがな）営業所の名称			
営業所の所在地	〒(　)　(　)局　番		
風俗営業の種別	法第2条第1項第　号の営業		
許可年月日	年　月　日	許可番号	
変更事項	新	旧	
変更の事由			

備考
1　※印欄には、記載しないこと。
2　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
3　用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

別記様式第7号（第15条、第19条関係）

※受理年月日		※受理番号		※書換え年月日	

許　可　証　書　換　え　申　請　書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第7条第5項・第9条第4項の規定により許可証の書換えを申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請者の氏名又は名称及び住所

㊞

項目	記入欄		
（ふりがな）氏名又は名称			
住所	〒(　)　(　)局　番		
（ふりがな）法人にあつては、その代表者の氏名			
（ふりがな）営業所の名称			
営業所の所在地	〒(　)　(　)局　番		
風俗営業の種別	法第2条第1項第　号の営業		
許可年月日	年　月　日	許可番号	
相続承認年月日	年　月　日		
書換え事項			
書換えの事由			

備考
1　※印欄には、記載しないこと。
2　不要の文字は、横線で消すこと。
3　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
4　用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

「新風営法」施行条例

(静岡県)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

(昭和五十九年十二月二十四日　静岡県条例第四十四号)

(趣旨)

第一条　この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号。以下「法」という。)の規定に基づき、風俗営業の許可に係る営業制限地域等について定めるものとする。

(滞納に係る娯楽施設利用税についての特別の事情)

第二条　法第三条第四項の条例で定める特別の事情がある場合は、滞納に係る娯楽施設利用税について、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十五条の規定により徴収を猶予されている場合

二　地方税法第十五条の五の規定により滞納処分による財産の換価を猶予されている場合

三　地方税法第十五条の七第一項の規定により滞納処分の執行を停止されている場合

(風俗営業の許可に係る営業制限地域)

第三条　法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、次に掲げる地域とする。

一　都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域で、公安委員会規則で定める地域を除く地域

二　前号に掲げる地域以外の地域のうち、住居が多数集合しており、住居以外の用途に供される土地が少ない地域として公安委員会規則で定める地域

三　次に掲げる施設の敷地(当該施設の用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲百メートル(公安委員会規則で定める地域においては、五十メートル)の区域内の地域

ア　官公庁施設の建設等に関する法律(昭和二十六年法律第百八十一号)第二条第四項に規定する一団地の官公庁施設

イ　学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校

ウ　図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館

エ　児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条に規定する児童福祉施設

オ　医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの(以下「病院等」という。)

2　次に掲げる営業所については、前項の規定は適用しない。

一　常態として移動する営業所

二　三月以内の期間を限つて設けられた営業所であつて、公安委員会規則で定める地域内にあるもの

三　旅館業(旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する旅館業をいう。以下同じ。)の施設その他の公安委員会規則で定める施設内に設けられた公安委員会規則で定める風俗営業の種類の営業所であつて、当該風俗営業の種類、態様その他の事情に応じて公安委員会規則で定める地域内にあるもの

(営業時間の制限の特例)

第四条　法第十三条第一項の習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日は、次に掲げる日とする。

一　十二月一日から翌年の一月八日までの日

二　前号に掲げる日のほか、公安委員会規則で定める日

2　法第十三条第一項の条例で定める時は、午前一時とする。

第五条　法第二条第一項第七号に規定する営業(ぱちんこ屋及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和五十九年政令第三百十九号。以下「令」という。)第七条に規定する営業に限る。)を営む風俗営業者は、公安委員会規則で定める地域において、日出時から午前九時までの時間及び午後十一時から翌日の午前零時(前条第一項に規定する日にあつては、午前一時)までの時間においては、その営業を営んではならない。

(風俗営業の騒音及び振動の規制数値)

第六条　法第十五条の条例で定める騒音に係る数値は、次の表の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる数値とする。

地域	数値		
	昼間	夜間	深夜
一　都市計画法第八条第一項第一号の第一種住居専用地域(第三条第一項第一号の公安委員会規則で定める地域を除く。)	五十デシベル	四十五デシベル(午後十一時以後の時間においては、四十デシベル)	四十デシベル
二　第三条第一項に定める地域(一に掲げる地域を除く。)	五十五デシベル	五十デシベル(午後十一時以後の時間においては、四十五デシベル)	四十五デシベル
三　都市計画法第八条第一項第一号の近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域(二に掲げる地域を除く。)	六十五デシベル	六十デシベル(午後十一時以後の時間においては、五十五デシベル)	五十五デシベル
四　一、二及び三に掲げる地域以外の地域	六十デシベル	五十五デシベル(午後十一時以後の時間においては、四十五デシベル)	四十五デシベル

備考

一　「昼間」とは、日出時から日没時までの時間をいう。

二　「夜間」とは、日没時から翌日の午前零時までの時間をいう。

三　「深夜」とは、午前零時から日出時までの時間をいう。以下同じ。

2　法第十五条の条例で定める振動に係る数値は、五十五デシベルとする。

(手数料の納付方法)

第七条　法第四十三条に規定する手数料は、静岡県収入証紙により納めなければならない。

2　既に納付した手数料は、還付しない。

(一般遵守事項)

第八条　風俗営業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一　営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又はさせないこと。

二　営業用施設(当該施設を旅館業の施設と兼用する場合にあつては、通常客の宿泊に供される部分を除く。)に客を就寝させ、又は宿泊させないこと。

三　客の求めない飲食物を提供し、又はさせないこと。

四　法第二条第一項第一号、第二号及び第三号に規定する営業のほかは、ショウその他興行の類をし、又はさせないこと。

五　営業所以外の場所で営業行為をし、又はさせないこと。

六　営業中正当な理由があつて客に面会等を求める者があるときは、その取次ぎを拒み、若しくは出入りを妨げるような行為をし、又はさせないこと。

七　善良の風俗を害するおそれのある容装をし、又はさせないこと。

八　営業中は営業所の出入口又は客室にかぎをかけ、又はかけさせないこと。

九　営業所で風俗関連営業を営み、又は営ませないこと。

十　前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項

(業種による特別遵守事項)

第九条　風俗営業者は、前条の規定によるほか、次の営業の種類に応じ、それぞれ次に掲げる事項を守らなければならない。

一　法第二条第一項第一号に規定する営業

他人に営業所を貸してダンスパーティ又はダンス競技会をさせないこと。

二　法第二条第一項第三号に規定する営業

ア　他人に営業所を貸してダンスパーティ又はダンス競技会をさせないこと。

イ　客の接待をし、又はさせないこと。

三　法第二条第一項第四号に規定する営業(次号に掲げる営業を除く。)

ア　他人に営業所を貸してダンスパーティ又はダンス競技会をさせないこと。

イ　営業所において、客に飲食物を提供し、又はさせないこと。ただし、茶菓類の提供は、この限りでない。

四　法第二条第一項第四号に規定する営業(専ら客にダンスを教授するためのものに限る。)

ア　バンド演奏の類を使用し、又はさせないこと。

イ　営業所において、客に飲食物を提供し、又はさせないこと。ただし、茶菓類の提供は、この限りでない。

ウ　ア及びイに掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項

五　法第二条第一項第五号及び第六号に規定する営業

客の接待をし、又はさせないこと。

六　法第二条第一項第七号に規定する営業(まあじやん屋を除く。)

ア　営業所の見やすい所に、賞品の提供方法を掲示すること。

イ　賞品引換券、遊技球等引換券その他これに類するものを客に提供し、又はさせないこと。

ウ　客に提供した賞品を買い取らせないこと。

エ　その他著しく射幸心をそそるような行為をし、又はさせないこと。

七　法第二条第一項第七号に規定する営業(まあじやん屋に限る。)及び同項第八号に規定する営業

著しく射幸心をそそるような行為をし、又はさせないこと。

(法第二条第一項第八号の営業に係る営業所への年少者の立入りの制限)

第十条　法第二十二条第四号の条例で定める年齢は、十六歳とし、同号の条例で定める時は、午後六時とする。

(風俗関連営業の禁止区域の基準となる施設)

第十一条　法第二十八条第一項の条例で定める施設は、病院等とする。

(風俗関連営業の禁止地域)

第十二条　風俗関連営業は、次の各号に定める営業の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める地域においては、営んではならない。

一　法第二条第四項第一号に規定する営業　別表第一に掲げる地域

二　法第二条第四項第二号に規定する営業　別表第二に掲げる地域

三　法第二条第四項第三号に規定する営業のうち、個室に自動車の車庫が個々に接続する施設であつて、次に掲げる構造のいずれかに該当するものを有する施設を設けて営む営業　別表第一に掲げる地域

ア　個室に接続する車庫(二以上の側壁(カーテン、ついたて等を含む。)及び屋根を有するものに限る。以下同じ。)の出入口が扉等によつて遮へいできる構造

イ　車庫の内部から個室に通ずる専用の人の出入口又は階段若しくは昇降機が設けられている構造

ウ　個室と車庫とが専用の通路によつて接続している構造にあつては、当該通路の内部が外部から見えないもの

四　法第二条第四項第三号に規定する営業のうち、令第三条第二項の構造を有する施設を設けて営む営業(前号に掲げる営業を除く。)　別表第三に掲げる地域

五　法第二条第四項第三号に規定する営業(前二号に掲げる営業を除く。)　別表第四に掲げる地域

六　法第二条第四項第四号に規定する営業　別表第二に掲げる地域

七　法第二条第四項第五号に規定する営業　別表第一に掲げる地域

(風俗関連営業の営業時間の制限)

第十三条　法第二十八条第四項に規定する風俗関連営業を営む者は、県内のすべての地域において、午前零時から日出時までの時間は、その営業を営んではならない。

(深夜における飲食店営業の騒音及び振動の規制数値)

第十四条　法第三十二条第二項において準用する法第十五条の条例で定める騒音に係る数値は、第六条第一項の表の左欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる深夜に係る数値とする。

2　法第三十二条第二項において準用する法第十五条の条例で定める振動に係る数値は、五十五デシベルとする。

(深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域)

第十五条　法第三十三条第一項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者は、第三条第一項第一号及び第二号に定める地域においては、深夜において、その営業を営んではならない。

附　則(略)

別表第一、第二、第三、第四(略)

岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

(昭和五十九年十二月二十六日　岐阜県条例第三十三号)

(趣旨)

第一条　この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(風俗営業の許可の更新に係る特別の事情)

第二条　法第三条第四項の条例で定める特別の事情がある場合は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十五条第一項の規定による徴収猶予を受けている場合とする。

(風俗営業の許可に係る営業の制限地域)

第三条　法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に規定する第一種住居専用地域及び第二種住居専用地域並びに住居地域(駅の周辺その他商業の用途に供される地域で人が多数往来する等特別の事情があるものと認めて公安委員会が指定する地域を除く。)

二　第六条第一項に規定する第一種区域及び第二種区域のうち、公安委員会が善良の風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めて特に指定する地域

三　学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条第一項に規定する病院若しくは同条第二項に規定する患者の収容施設を有する診療所、図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所(以下この号において「対象施設」という。)の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲百メートル(対象施設が都市計画法第八条第一項第一号に規定する商業地域内にあるときは、五十メートル)の区域内

2　前項の規定は、法第三条第一項の許可に係る営業が次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

一　都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第三条第五号に規定する観光地区内において旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第二項又は第三項に規定する旅館業を営む者が、当該旅館業の施設を用いて風俗営業(法第二条第一項の風俗営業をいう。以下同じ。)を営む場合(ぱちんこ屋等(同項第七号の営業のうち、まあじやん屋以外の営業をいう。以下同じ。)を営む場合を除く。)

二　一時的な設備を設け、三月以内の期間を限つてぱちんこ屋等を営む場合

三　営業の場所が常態として移動する風俗営業を営む場合

四　営業の場所が別表第一に掲げる地域にある場合

(風俗営業の営業時間の制限の特例)

第四条　法第十三条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げるとおりとし、その定める時は、当該定める日の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一　十二月二十一日から翌年の一月十日までの間において公安委員会規則で定める日　午前一時

二　祭礼その他特別の行事の行われる日として公安委員会規則で地域を限つて定める日　公安委員会規則で定める時

(ぱちんこ屋等の営業時間の制限)

第五条　風俗営業者(法第二条第二項の風俗営業者をいう。以下同じ。)のうちぱちんこ屋等を営む者は、県内全域において、日出時から午前九時までの時間及び午後十一時から翌日の午前零時(当該翌日が前条各号に掲げる日に当たるときは、それぞれ当該各号に定める時)までの時間においては、その営業を営んではならない。

(風俗営業に係る騒音及び振動の規制数値)

第六条　法第十五条の条例で定める騒音に係る数値は、次の表の上欄に掲げる地域ごとに、同表の下欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。

地域		数値		
		昼間	夜間	深夜
一　住居集合地域その他の地域で、良好な風俗環境を保全するため、特に静穏を保持する必要があるもの	第一種区域	五十デシベル	四十デシベル	四十デシベル
	第二種区域	五十五デシベル	四十五デシベル	四十五デシベル
二　商店の集合している地域その他の地域で、当該地域における風俗環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要があるもの	第三種区域	六十デシベル	五十デシベル	五十デシベル
	第四種区域	六十五デシベル	六十デシベル	五十五デシベル
三　一及び二に掲げる地域以外の地域		六十デシベル	五十五デシベル	五十デシベル

備考

一　昼間、夜間及び深夜の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1　昼間　日出時から日没時までの時間をいう。

2　夜間　日没時から翌日の午前零時までの時間をいう。

3　深夜　午前零時から日出時までの時間をいう。以下同じ。

二　第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域は、次に掲げる区域として公安委員会が指定する区域とする。

1　第一種区域　良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

2　第二種区域　住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

3　第三種区域　住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域で、その区域内の住居の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要があるもの

4 第四種区域 主として工業等の用に供されている区域で、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要があるもの

2 法第十五条の条例で定める振動に係る数値は、五十五デシベルとする。

(風俗営業者の営業行為の制限)

第七条 風俗営業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 客の求めない飲食物を提供しないこと。

二 営業所内に客を就寝させ、又は宿泊させないこと。

三 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

四 客のある間は、施錠その他の方法によつて営業所の出入口をふさがないこと。

2 ぱちんこ屋等を営む風俗営業者は、前項の規定によるほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

二 客に提供した賞品を買い取らせないこと。

三 営業所において客に飲酒させないこと。

四 競技会その他特別の催しをしないこと。

五 営業所の見やすい場所に遊技の方法及び賞品の提供方法を掲示すること。

六 正当の理由がなく客の入場若しくは遊技を拒み、又は制限しないこと。

3 前項第一号の規定は法第二条第一項第七号のまあじやん屋を営む風俗営業者について、前項第一号、第三号及び第五号（遊技の方法に係る部分に限る。）の規定は法第二条第一項第八号の営業を営む風俗営業者について準用する。

(年少者の立入制限に係る年齢及び時)

第八条 法第二十二条第四号の条例で定める年齢は十六歳とし、その時は午後五時とする。

(風俗関連営業の禁止区域に係る条例で定める施設)

第九条 法第二十八条第一項の条例で定める施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 医療法第一条第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する患者の収容施設を有する診療所

二 次の施設のうち、その周辺における善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する必要のあるものとして公安委員会規則で定める施設

イ 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条に規定する都市公園

ロ 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十一条に規定する公民館及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十条に規定する教育機関

(風俗関連営業の禁止地域)

第十条 風俗関連営業（法第二条第四項の風俗関連営業をいう。以下同じ。）のうち次の各号に掲げる営業は、それぞれ当該各号に掲げる地域内においては、これを営んではならない。

一 法第二条第四項第一号及び第五号の営業並びに同項第三号の営業のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号。以下「施行令」という。）第三条第二項に規定する施設（同項に規定する構造を有する個室を設けるもののうち、同項各号に規定する車庫の出入口が扉、シャッター等によつて遮ることができるものに限る。）を設けて行う営業 県内全域

二 法第二条第四項第三号の営業のうち、施行令第三条第二項に規定する施設（同項に規定する構造を有する個室を設けるもののうち、同項各号に規定する車庫の出入口が扉、シャッター等によつて遮ることができないものに限る。）を設けて行う営業 別表第二に掲げる地域

三 法第二条第四項第二号及び第四号の営業並びに同項第三号の営業のうち前二号に掲げる営業以外の営業 都市計画法第八条第一項第一号に規定する商業地域以外の地域

(深夜における風俗関連営業の営業時間の制限)

第十一条 風俗関連営業（法第二条第四項第三号の営業を除く。）を営む者は、次の各号に掲げる営業の種類ごとに当該各号に掲げる時間において、その営業を営んではならない。

一 前条第一号に係る営業 深夜

二 前条第三号に係る営業 都市計画法第八条第一項第一号に規定する商業地域（法第二十八条第一項に定める区域を除く。）にあつては午前一時から日出時までの時間、その他の地域にあつては深夜

(深夜における飲食店営業に係る騒音及び振動の規制数値)

第十二条 法第三十二条第二項において準用する法第十五条の条例で定める騒音に係る数値は、第六条第一項の表の上欄に掲げる地域ごとに、同表の下欄に定める深夜に係る数値とする。

2 法第三十二条第二項において準用する法第十五条の条例で定める振動に係る数値は、五十五デシベルとする。

(深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域)

第十三条 法第三十三条第一項の酒類提供飲食店営業は、第三条第一項第一号に規定する地域においては、深夜にこれを営んではならない。

(委任)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

附 則（略）

別表第一（第三条関係）

岐阜市の区域のうち、市道若宮線と県道岐阜白鳥線との交会点を起点とし、順次同県道、一般国道百五十七号及び市道若宮町線を経て起点に至る線で囲まれた区域

別表第二（第十条関係）（略）

(広島県)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

（昭和五十九年十二月二十五日 広島県条例第二十九号）

(趣旨)

第一条 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この条例で使用する用語は、法及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）で使用する用語の例による。

(許可の更新の特例)

第三条 法第三条第四項の条例で定める特別の事情がある場合は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十五条第一項の規定による徴収猶予を受けている場合とする。

(風俗営業の営業地域の制限)

第四条 法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、次に掲げる地域とする。

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する第一種住居専用地域（以下「第一種住居専用地域」という。）、第二種住居専用地域（以下「第二種住居専用地域」という。）及び住居地域（以下「住居地域」という。）

二 次の表の上欄に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲から、当該施設ごとに、同表の下欄に掲げる風俗営業の種別に応じ、それぞれ同欄に定める距離の区域内の地域

施設 種類	施設 所在地	風俗営業の種別 法第二条第一項第一号から第七号までの営業	風俗営業の種別 法第二条第一項第八号の営業
学校又は図書館	商業地域	七十メートル	三十メートル
学校又は図書館	商業地域以外の地域	百メートル	五十メートル
病院、診療所又は児童福祉施設	商業地域	二十メートル	十メートル
病院、診療所又は児童福祉施設	商業地域以外の地域	五十メートル	二十メートル

備考

一 商業地域とは、都市計画法第八条第一項第一号に規定するものをいう。以下同じ。

二 病院とは、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条第一項に規定するものをいう。以下同じ。

三 診療所とは医療法第一条第二項に規定する診療所で患者の収容施設を有するものをいう。以下同じ。

2 前項の規定は、臨時遊技場（法第二条第一項第七号又は第八号の営業で三月以内の期間を限つて営業するものをいう。）又は風俗営業でその営業する場所が常態として移動するものについては、適用しない。

(風俗営業の営業時間の延長)

第五条 法第十三条第一項の条例で定める日は次の各号に掲げる日とし、その定める時は午前一時とする。

一 十二月二十日から十二月三十一日まで

二 前号のほか、特別な事情がある日として公安委員会規則で地域を定めて指定した日

(風俗営業の営業時間の制限)

第六条 法第二条第一項第七号の営業（ぱちんこ屋に限る。）を営む者は、工業専用地域（都市計画法第八条第一項第一号に規定するものをいう。以下同じ。）を除く広島県全域において、日出時から午前九時までの時間及び午後十一時から翌日の午前零時（前条に規定する日にあつては、午前一時）までの時間においては、その営業を営んではならない。

(騒音及び振動の規制)

第七条 法第十五条（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の条例で定める騒音に係る数値は、次の表の上欄に掲げる地域ごとに同表の下欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。

地域	数値 昼間	数値 夜間	数値 深夜
第一種住居専用地域 第二種住居専用地域 住居地域	五十デシベル	四十五デシベル	四十五デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	六十五デシベル	五十五デシベル	五十デシベル
用途地域の指定のない地域	六十デシベル	五十五デシベル	五十デシベル

備考 近隣商業地域、準工業地域、工業地域及び用途地域とは、都市計画法第八条第一項第一号に規定するものをいう。

2 法第十五条の条例で定める振動に係る数値は、五十五デシベルとする。

(風俗営業者の遵守事項)

第八条 風俗営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 営業所で卑わいな行為若しくは容装をし、その他善良の風俗を害する行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

二 従業者から営業に関し名義のいかんを問わず金品を徴し、又は従業者の負担で特殊な容装をさせないこと。

三 営業の用に供する家屋又は施設（旅館業の許可を受けているものを除く。）に客を宿泊させないこと。

四 従業者の間において売上競争をさせないこと。

五 客の求めない飲食物を提供しないこと。

六 通常客が自由に出入りし、又は通行するために設けられた通路以外の通路には、立入禁止の表示をするとともに客を立ち入らせないようにすること。

七 営業中において、営業所及び客室への出入りが困難となるような施錠等をしないこと。

2 法第二条第一項第七号又は第八号の営業を営む者は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 著しく射幸心をそそるおそれがある方法で営業しないこと。

二 と博その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

三 名義のいかんを問わず客に賞品以外の物品を提供しないこと。

四 第三者の行為により勝敗又は賞品の得失を定めないこと。

五 営業所（ぱちんこ屋に限る。）において客に飲酒させないこと。

六 客に提供した賞品を他人に買い取らせないこと。

(年少者の立入りの制限)

第九条 法第二十二条第四号の条例で定める年齢は十六歳とし、その定める時は日没時とする。

(風俗関連営業の禁止区域の基準となる施設)

第十条 法第二十八条第一項の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 病院

二 診療所

三 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により、文部大臣若しくは広島県教育委員会が博物館に相当する施設として指定した施設

四 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十一条に規定する公民館

五 国又は地方公共団体が設置した青年の家、児童文化センターその他の青少年のための教育施設

六 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園

(風俗関連営業の禁止地域)

第十一条 風俗関連営業は、次の表の上欄に掲げる風俗関連営業の種別ごとに、同表の下欄に掲げる地域においては、これを営んではならない。

風俗関連営業の種別		禁止地域
法第二条第四項第一号の営業 法第二条第四項第二号の営業 法第二条第四項第四号の営業 法第二条第四項第五号の営業		広島県全域（広島市中区薬研堀一番街区、四番街区、五番街区及び八番街区並びに同区弥生町三番街区及び六番街区を除く。）
法第二条第四項第三号の営業	個室に自動車の車庫（天井（天井のない場合にあつては、屋根）及び二以上の側壁（ついたて、カーテンその他これらに類するものを含む。）を有するものに限る。以下同じ。）が個々に接続する施設であつて、次のいずれかに該当する構造及び設備を設けるもの 一 個室に接続する車庫の出入口が扉等によつて遮へいできるもの 二 車庫の内部から個室に通ずる専用の人の出入口又は階段若しくは昇降機が設けられているもの 三 個室と車庫とが専用の通路によつて接続しているものにあつては、当該通路の内部が外部から見えないもの	広島県全域
法第二条第四項第三号の営業	その他のもの	広島県全域（商業地域を除く。）

(風俗関連営業の営業時間の制限)

第十二条 風俗関連営業（法第二十八条第四項に規定するものに限る。）を営む者は、深夜においては、その営業を営んではならない。

(深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域)

第十三条 酒類提供飲食店営業は、第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域においては、深夜においてこれを営んではならない。

(手数料の納付方法等)

第十四条 法第二十条第八項に規定する手数料（同条第九項の規定により県の収入となる手数料に限る。）及び法第四十三条に規定する手数料は、申請の際に広島県収入証紙をもつて納付しなければならない。

2 既納の手数料は、返還しない。

(公安委員会規則への委任)

第十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

附 則（略）

海外の話題
INTERNATIONAL AMUSEMENT NEWS

英国TV機やや回復
85年ATEIで「スパルタンX」が人気独走

恒例の英国ATEIショーが一月七日から四日間、ロンドンのオリンピア展示場で開かれ、百六十社を越す出展社がギャンブル機、AM機などを出品、これに世界各国から九千四百二十八名が登録入場した（本紙では毎年英国へ直接取材してきているが、今年は国内の風営法問題でとても欧州市場まで手が回らず、従って本紙のさまざまな海外情報源をもとに欧州のニュースを構成していくことになる）。

英国のATEI（アミューズメント・トレーズ・エキジビション・インターナショナル）は今年で四十一回。出品機は主にAWP機（アミューズメント・ウィズ・プライズ）で、日本で言えばパチンコなどの七号営業に相当するスロットマシン（フルーツマシンと当地では言う）、会員制クラブなどで使用できるギャンブル機具（当地ではこれをクラブマシンという）などのギャンブル機器。

こうしたギャンブル機器のほかの出品機では、TVゲーム機を中心とするアーケードゲーム機、小型乗物機、遊園施設、その他これらの関連品、ということになり、総合的な娯楽機器ショーであり国際的なショーとしての地位も確保している。ただ今回からは、あまり関係のない出品を締め出し、直接娯楽機器に関連するものに絞った点が特徴づけられている。

AWP機、クラブマシン、その他のギャンブル機については省略する。ただ今回のATEIではこれまで以上にTVポーカーなどの「ビデオカード」ゲーム機が数多く出品され、この種のゲーム機が英国市場にかなり広範囲に浸透しつつあることを示している点が心配されている。

アミューズメント（AM）マシン分野では、これまで低迷を続けてきたが、TVゲーム機などで少し回復する傾向となってきた。ことに今年のATEIは、かなり厳しい寒波に襲われる中で開かれただけに、こうした寒波にもかかわらずAM機に期待を寄せてやって来た人たちにとって、来ただけの価値はあったと言わせるだけのものを見せた、と言われている。

話題の中心となったのは、TVゲーム機ではアイレムの「スパルタンX」（海外では「カンフーマスター」）のヒット、次にコナミ工業による新方式「バブルシステム」、フリッパーでは米国ウィリアムズ社の「スペースシャトル」、とのこと。

日本や米国製のゲーム機は主に英国のディストリビューターを通じて出品されるが、「カンフーマスター」の独占販売権を持つ英国のエレクトロコイン社は今回特に好調だったことになる（なおコナミ工業は英国のコナミLTDから出品したもようである）。

日本のユニバーサル、ナムコ、テーカン、アイレム、コナミ、ジャレコ、タイトー、セガ、任天堂、新日本企画、データイーストなど（順不同）の製品はエレクトロコイン社のほか、アソシエーテッドレジャー、デイスレジャー（昨年十一月、ルファー＆デイス社から社名変更した）、タイテル、ジョイランド（英国）など、英国の主なディストリビューターから出品され、日本製品に対する期待に応えている。

米国からはアタリ社がAMOA84で発表した新ゲーム「マーブル・マッドネス」「ペーパーボーイ」など、バリー・コンチネンタル社がセンテ社の「バリー・センテ・システム」など出品したが日本製ゲームほどの関心は集まらなかった、と言われている。ただしフリッパーでは米国製品が欧州製品よりいぜん優位を示したもよう。

なお乗物機では、デイス・レジャー社がトーゴの「スペース・ソルジャー」を出品して、注目されている。またタイテル社出品のビデオジュークも注目された。

米国センチュリー社もTV機市場低迷で
ゲーム機部門を閉鎖

とうとう米国センチュリー社（本社フロリダ州ハイアレー、ミルトン・カフマン会長）が、同社のTVゲーム機部門を閉鎖してしまった。このことは、かなり以前から予測されてはいたが、明らかになった今では、やはり大事件と言わねばならないだろう。

正式の発表は、一月十四日付で、カフマン会長からなされた。それによると、同社のTVゲーム機部門の閉鎖は〝米国市場におけるTVゲーム機の将来性のなさ〟ということになる。

同社ではTVゲーム機部門をメインに、他に子会社としてボート修理業のナショナル・インターポート・サービス社、狩りや魚つり用品の大手販売業のファス・ブラザース社などいくつかの部門を持っているが、TVゲーム機部門とボート修理部門を合わせても八四年決算（十二月末締め）で全売上げ高の一三%しか占めないことが明らかとなった。このためセンチュリー社としては、TVゲーム機部門とボート修理業部門を閉鎖することになったもの。

同社は、旧アライドレジャー社を買いとる形でAM業界に参入、八〇年七月に現社名に変更した。その後、TVゲーム機ブームに乗り着々と業容を拡大してきたが、ここ二、三年の米国TVゲーム機市場の急落により大きな負担を強いられた。しかしそれでも、コナミ商品の米国市場での独占的販売権により、少なくとも「ハイパーオリンピック」までは、他のメーカーに比べても好調だったはずである。しかし昨年秋、コナミ工業が米国現地法人の販売力強化に乗り出したこともあり、センチュリー社としては方向を見失ったのではないかと言われている。

同社社長だったアーノルド・カミンコウ氏はすでに退任退社し、独自の仕事を進めているもようである。なおロスタイン副社長は同社にとどまりファス・ブラザーズ社の業務に専念すると伝えられている。かくして、米国のTVゲーム機メーカーは一社減ったことになった。

無断コピー品問題が解決した今では
無断輸出入が問題に
英国エレクトロコイン社が〝公開状〟発表

英国のディストリビューター、エレクトロコイン・オートマチックス社（本社ロンドン）のジョン・スタージデス社長が「英国TVゲーム機市場に日本製オリジナル基板が無断輸入されるため市場を崩壊しかねない」として日本のメーカーに対する〝公開状〟を、英国の業界紙「コインスロット」（ワールドフェア社、週刊）に発表し、話題となっている。

スタージデス氏による最初の〝公開状〟（オープン・レター）は同紙十二月二十一日号に掲載された。その文章は長いが要約すると「約一年前の日本でのコピーヤー告訴成功で英国のTVゲーム機業界は回復しかけたものの、その回復は二、三ヵ月間しか保てず、新品や中古品のオリジナル基板の流入に悩まされることになった」として、日本のゲームの正当な独占的販売権を持つ英国業者がいざ市場に出荷しようとする時、こうした新品や中古品のオリジナル商品がすでに出回っている（とくに中古品は半値）のが最も大きな問題としている。

同氏は、日本のメーカーによる国内出荷時期と英国への輸入時期などを分析、その上で「今後日本のメーカーは、日本国内出荷より一、二ヵ月早く欧州の独占的販売権者に出荷する」なり「日本のメーカーは団結して日本政府に対し、オリジナルメーカー以外はそのTVゲームを輸出させないよう求める」などすべきだ、としている。

同氏のこうした意見は正規のルートで販売していこうとする者にとっては当然であるが、翌々週の一月四日号にはかつてコピーヤーとして世に知られたフリー・エンタープライズ・ゲームズ社（本社ロンドン）のジョン・リチャード社長が早くも反論を同紙に寄せた。それは同氏が日本から大量のTVゲームを輸入していることを認めた上で、要するにこれらの商品は無断コピー品でなく、とかく文句を言われる筋合いのものではない、としている。リチャード氏は「むしろ〝独占的販売権〟を持つディストリビューターが、ごく少数のTVゲームしか供給せず、しかも値段が高いことにこそ問題がある」と反論している。

二週後、スタージデス氏は再び〝公開状〟を一月十八日号に寄せた。同氏は「日本のメーカーからの回答を期待したが、リチャード氏の回答が先に出た」とし、リチャード氏の主張の中の事実はそのとおりだが、重大な過ちをリチャード氏は犯している、としている。

スタージデス氏によると、ディストリビューターとはオペレーターとメーカーの間にあって常にリスク（危険）を負担している特定の代理店業である、そのゲームがヒットするかどうか分らない時は少数しか供給しないこともありうる、値段についてはリチャード氏が「パックランド」を現金六百二十五ポンドで提供するのに対し私の場合は六十―九十日の支払猶予つきの六百五十ポンドであり、決して私の方が高いということはありえない――と反撃している。

この論争は長引くものと見られているが、論争の主役は日本の業界側にあるはずである。長い闘いの果て、やっとTVゲーム機の無断コピー品の〝市民権（？）〟は奪われるに至りつつある。そうすると今度はコピー品でなく、オリジナル品の無秩序な流入が欧州だけでなく米国でも問題になりつつあるわけで、今回の「コインスロット」紙上の論争はその一端を現わしたことになる。問題はなぜ新品の基板が正規のルートより早く日本から輸出されるか、またなぜ中古品が安く大量に日本から輸出されるか、にあるように思われる。

コーガン氏しのぶ
特別の夕食会予定
ASI　3月1〜3日シカゴで

米国のAM機メーカー、ディストリビューターの協会、AAMA（旧AGMA、ジョー・ロビンズ会長）では三月一日から三日間、シカゴ市内でASIショーを開く。

今回は特に三月一日夜、タイトーの故ミハイル・コーガン氏をしのぶチャリティ・ディナーが予定されており、ASIの催し自体も意義深さを増したと言われている。日本からの多数参加が望まれている。

話題のマシン

コミカルなブタの軍団を相手に

4場面での激戦

データから「スチャラカ空中戦」基板

コミカルタッチの空中戦をテーマとしたTVゲーム機「スチャラカ空中戦」が、データイースト㈱（本社東京、福田哲夫社長）から一月下旬発売となった。

これは同社が、同機を開発した㈱テクノスジャパン（本社東京、滝邦夫社長）から独占的販売権を得たもの。プレイヤーは〝バッテンオハラ〟とその戦闘機を八方向レバー、加速・ジャンプボタン、脱出ボタン、機銃ボタンにて操作する。画面は左右にスクロールし、四場面の展開がある。

敵はブタの軍団で、三種類のプロペラ式戦闘機とUFOのほか、足踏式一人乗りヘリコプターや一輪車などに乗って襲ってきたり、上空から爆弾を持った特攻隊の攻撃がある。これらに対して連射可能の機銃で応戦しながら、ジャンプや加速により進んでいく。場面は成都の上空からグランドキャニオン上空、〝バッテンアルプス〟（大菩薩峠）上空での空中戦を経て、最後に〝マウントバッテン〟（富士山）上空に浮かぶ巨大な敵空中戦艦が出現。ここでは空中戦艦の上に軍服を着たブタ兵士たちが沢山いるので、オハラは戦闘機から脱出しブタ兵士たちをやっつけていく。ブタ兵士全部を倒せば一パターンクリアとなる。なお画面下には飛行距離、左側には燃料メーターが表示されている。オハラが三回倒されるか燃料メーターがなくなればゲーム終了だが、一定得点以上で一人追加される。基板販売のみでOP価格十四万八千円。

スチャラカ空中戦

ジャブとKOパンチ駆使し 素手による決闘

任天堂から「アーバンチャンピオン」

素手による決闘を内容としたTVゲーム機「アーバンチャンピオン」が、任天堂㈱（本社京都、山内溥社長）から十二月下旬発売となっている。

これは一人用の場合はコンピューターと、二人用の場合は二人が同時に決闘を行なうゲームで、1プレイヤー側が左の人間を操作する。操作方法はレバーで左右移動と上部ガード、下部ガードを行ない、右ボタンでジャブ、左ボタンで強力なKOパンチを出す。全部で五パターン（五場面）あり、一つのパターンがタイマー制になっている。

アーバンチャンピオン

場面は二階建ての店の前で、左右に決闘を行なう人間がいる。下部にそれぞれのスタミナメーターがあり、ジャブとKOパンチを使うごとに減り、また相手のパンチを食らうごとにその強弱に応じて減っていき、ゼロになるとKOパンチが使えなくなる。また時々二階からレディーが鉢を落とし、これに当たればスタミナが大幅に減るので注意。ジャブやパンチを食らうと後退する。タイマーがゼロになると一パターン終了で、劣勢な方がパトカーに逮捕されてアウト。

なお途中でパトカーが現われると、形勢が有利であっても両者は両端に寄って上を向きそ知らぬ顔をし、パトカーが通り過ぎた後に再スタートとなる。二人がやられると三人目の後方にマンホールが現われ、ここに落とされるとゲーム終了。基板販売のみでOP価格九万五千円。

なお同社では「エキサイトバイク」（本紙第251号「話題のマシン」参照）の基板（OP価格九万五千円）を二月上旬発売するとしている。

2人同時プレイで攻撃協力し 16の要塞を破壊

カプコンから「エグゼド・エグゼス」基板

宇宙戦争がテーマのTVゲーム機「エグゼド・エグゼス」が、㈱カプコン（本社大阪、辻本憲三社長）から二月十六日発売となる。

これは地球から六千光年離れた惑星で、工業用に開発されたはずの昆虫型巨大生物〝エグゼス〟が次々と攻撃してくるのを、宇宙船で撃破していくもので、二人用の場合に二人がそれぞれの宇宙船を同時に操作し、二機が協力して敵を撃破することができるのが特徴。八方向レバーと二つのボタン（発射と爆弾）を操作。画面は上下にスクロールする。

画面上部から次々と敵が出現し襲ってくるのを迎撃していくが、途中で表示される丸い囲いのあるPOWを取るごとにパワーアップし、発射弾をより速く、より遠くへ飛ばすことができるようになる（ただし場合によってパワーダウンすることもあるので注意）。その他のPOWを取ると画面上の敵が全部フードに変わるので、これを急いで取ってしまう。大型昆虫は十発以上命中しないと倒せない。爆弾ボタン（使用回数に制限がある）で画面上の敵をすべて消滅できる。一定程度進むと浮遊要塞が出現、これを破壊し次の要塞を目指す。全部で十六の要塞があり、最後に敵の秘密兵器〝エグゼド・エグゼス〟を破壊すれば一パターン終了。第二パターン以降は第八番目の要塞からゲームが始まる。なお二十種以上の隠しキャラクターも用意されている。ゲームは一人用より二人用のほうが難しい。基板販売のみでOP価格十四万八千円。

エグゼド・エグゼス

話題のマシン

コースを選びながら魔物を退治し

12パターン展開

ナムコから「ドラゴンバスター」基板

魔物との戦いを内容としたTVゲーム機「ドラゴンバスター」が、㈱ナムコ（本社東京、中村雅哉社長）から一月三十一日発売となった。

これは勇者〝ドラゴンバスター〟をレバーと二つのボタンで操作し、数種の魔物を退治しながら最後に〝ドラゴン〟と対決するというもの。ドラゴンと戦うまでの道のりは長く、途中数カ所に分かれ道があり、その選択の仕方により幾つものコースがある。またコースによって最終地点までの距離（時間）もそれぞれ異なってくる。画面は迷路状で上下左右にスクロールする。全部で十二パターンあり、最終パターンクリア後は第九パターンからの挑戦となる。

ドラゴンバスター

魔物は途中数カ所の塔の内部にいて、これらは剣（ボタン）で倒す。魔物に多少やられても、画面左下の〝バイタリティゲージ〟がゼロにならなければアウトにならない。落とし部屋に落ちた時は二段ジャンプ（レバーを上に二回）で脱出。部屋の番人がいるところはその番人を倒すとエネルギーや武器〝ファイアーボール〟が得られ、脱出ができる。ドラゴンをやっつければ一パターンクリア。バスターが三回アウトでゲーム終了となる。基板キット販売のみでOP価格十四万八千円。

鮮明画面で強敵11人を相手に 16種の技を駆使

コナミから「イー・アル・カンフー」基板

カンフーの試合をテーマとしたTVゲーム機「イー・アル・カンフー」が、コナミ㈱（本社東京、仲真良信代表）から一月下旬発売となった。

これは主人公〝ウーロン〟が「カンフーの王座につけ」との父の遺言を胸に厳しい修業を積み、必殺技を習得して〝カンフー王座杯〟に臨むというもので、その王座杯の試合がゲームになっている。きめ細かい鮮明なバック画面が特徴のひとつ。

イー・アル・カンフー

全部で十一パターンある。試合は一対一で行ない、相手はコンピューター。プレイヤーは八方向レバーとパンチボタン、キックボタンでウーロンを操作するが、それらの組合わせにより頭上突き、正拳突き、寝技げり、回しげり、斜め上段のけりなど全部で十六種類の技を駆使できる。画面上部にプレイヤーと相手のKOメーターがあり、技が決まるごとにやられた側のKOメーターが減り、相手メーターがゼロになるとパターンクリアで次の相手と対戦。相手は計十一人いて、それぞれ手裏剣投げやヌンチャクなど得意技を持つ。背景は中国の山並みと宮殿の二種で第六パターンから変わる。メーターがゼロになるとゲーム終了。基板販売のみでOP価格十四万八千円。

音階ボタン付き

タスコから定置型「ハミングオーム」

定置型乗物機「ハミングオーム」が、タスコ㈱（本社東京、上原勝社長）から発売となっている。

これはオウムの背中に乗って動きとメロディーを楽しむ乗物機で、子どもが自由にメロディーを弾くことができるのが特徴。座席の前に一オクターブのけん盤があり、各けん盤の上に赤ボタン（全部で八個）が付いている。このボタンを押すとそのけん盤の音が出るようになっている。また下部にある一つのボタンを押すとBGMも流れる。動きはローリングで、上部のコミカルなオウムの人形が動きに合わせて踊るのも楽しい。作動時間は九十秒（切替可能）。二人乗り。定価七十九万円。

ハミングオーム

水陸両用乗物機

真砂からペダル走行式「どんこびい」

ペダル走行式乗物機「どんこびい」が、真砂工業㈱（本社東京、真砂幸男社長）から発売となっている。

これは自転車と同じ要領でペダルを踏むと走行するものだが、路面でも水上でも走行できるという水陸両用の乗物機。ボートの下部に前輪二つと後輪一つ、上部に自転車同様のハンドルとブレーキ、サドルが付いており、水上ではレバー操作で後輪がヨコを向きスクリュー（ペダルで回転）となる。全長二㍍。一人乗り。定価四十一万円。

どんこびい

FEBRUARY 15

Game Machine's Best Hit Games 25

■テーブル型ＴＶゲーム機 (TABLE VIDEOS)

	前回	機種名（メーカー名） MODEL (MANUFACTURER)	評価 (RATING)
1	1	スパルタンＸ（アイレム） Kung Fu Master (Irem)	7.70
2	4	ナイトギャル（日本物産） Night Gal* (Nichibutsu)	7.27
3	2	リバレーション（データイースト） Liberation (Data East)	7.20
4	5	１９４２（カプコン） 1942 (Capcom)	6.91
5	6	エキサイトバイク（任天堂） Excite Bike (Nintendo)	6.90
6	3	ロードファイター（コナミ） Road Fighter (Konami)	6.53
7	7	クラウンズゴルフ・イン・ハワイ（エスコ貿易） Crowns Golf in Hawaii (Esco)	6.10
8	10	パックランド（ナムコ） Pac-Land (Namco)	5.77
9	11	フォーティー・ラブ（タイトー） Forty-Love (Taito)	5.75
10	8	雀王（新日本企画） Jang-oh* (SNK)	5.30
11	20	ジャイロダイン（タイトー） Gyrodine (Taito)	5.17
12	9	忍者くん（タイトー） Ninja-Kun (Taito)	5.15
13	14	ミステリアスストーンズ（データイースト） Mysterious Stones (Data East)	5.10
14	22	エクイテス（アルファ電子／セガ社） Equites (Alpha/Sega)	5.00
15	13	グロブダー（ナムコ） Grobda (Namco)	5.00
16	19	ゼビウス（ナムコ） Xevious (Namco)	4.93
17	23	スターフォース（テーカン） Star Force (Tehkan)	4.88
18	12	Ｂ－ウイング（データイースト） B-Wings (Data East)	4.77
19	17	ギャラガ（ナムコ） Galaga (Namco)	4.71
20	20	ドルアーガの塔（ナムコ） The Tower of Druaga (Namco)	4.71
20	33	ベンベロベエ（タイトー） Ben Bero Beh (Taito)	4.71
22	35	マッピー（ナムコ） Mappy (Namco)	4.67
23	15	ロードランナー（アイレム） Lode Runner (Irem)	4.64
24	25	サイクルマー坊（タイトー） Cycle "Marbo" (Taito)	4.60
25	30	ＶＳシステム　テニス（任天堂） V.S System Tennis (Nintendo)	4.56

* The Traditional Japanese Games

評価 (RATING) 調査ロケーションの設置機種を売上げと人気度から見たランク付けて、各オペレーターの判断によるテータを集計、その平均値を示したもの。数字の意味は10：これ以上ない爆発的な人気と売上げ、9：すばらしい人気と売上げ、8：大変いい人気と売上げ、7：いい人気と売上げ、6：まあいい人気と売上げ、5：平均的なもの、4：平均以下(以下省略)

■アップライト、コックピット型ＴＶゲーム機 (UPRIGHT/COCKPIT VIDEOS)

	前回	機種名（メーカー名） MODEL (MANUFACTURER)	評価 (RATING)
1	2	ＴＸ－１　Ｖ８（辰巳電子） TX-1 V8 (Tatsumi)	8.00
2	1	忍者ハヤテ（タイトー） Ninja Hayate (Taito)	7.17
3	7	ポールポジションII（ナムコ） Pole Position II (Namco)	6.42
4	3	ＧＰワールド（セガ社） GP World (Sega)	6.20
5	5	ＴＸ－１（辰巳電子） TX-1 (Tatsumi)	6.17
6	—	ジェダイの復讐（アタリ） Return of The Jedi (Atari)	6.00
7	8	ウルトラクイズ（タイトー） Ultla Quiz (Taito)	5.67
8	6	サンダーストーム（データイースト） Thunder Storm (Data East)	5.22
9	10	スーパーパンチアウト（任天堂） Super Punch-Out (Nintendo)	5.17
10	—	ポールポジション（ナムコ） Pole Position (Namco)	4.50
11	13	スターウォーズ（アタリ） Star Wars (Atari)	4.25
12	11	バッドランズ（コナミ） Badlands (Konami)	3.75
13	12	コスモス・サーキット（タイトー） Cosmos Circuit (Taito)	3.40
14	17	マッハスリー（タイトー） M.A.C.H.3. (Taito)	3.33
15	16	バギーチャレンジ（タイトー） Buggy Challenge (Taito)	3.25

■フリッパー (FLIPPERS)

	前回	機種名（メーカー名） MODEL (MANUFACTURER)	評価 (RATING)
1	—	ロボット（ザッカリア） Robot (Zaccaria)	8.00
2	1	ザ・ゲームズ（ゴットリーブ） The Games (Gottlieb)	7.00
3	2	ファイアーパワーII（ウィリアムズ） Fire Power II (Williams)	6.00
4	3	ホーンテッドハウス（ゴットリーブ） Haunted House (Gottlieb)	5.00
5	8	ストライカー（ゴットリーブ） Striker (Gottlieb)	4.50

調査ご協力店（順不同）

ルナパーク（東京・新宿）、ロサ・ゲームランド（東京・池袋）、ドリームイン河原町（京都・四条河原町）、タイトースペシャル（大阪・梅田）＝㈱タイトー； Ｊ＆Ｂ（東京・神田）、ＵＦＯ(東京・鶯谷)、セガセンター・ニュー光（大阪・心斎橋）、モンテカルロ立命（京都・北区）＝㈱セガ・エンタープライゼス； ゲームスペース・ミライヤ（東京・蒲田）、プレイシティキャロット新宿店（東京・新宿）、ビッグキャロット新橋店（東京・新橋）、なんばシティビッグキャロット（大阪・難波）＝㈱ナムコ； ゲームスポット・チェスター（大阪・梅田）、アメニティパーク・リノ千日前店（大阪・千日前）＝㈱アポロ； カーニバルプラザ（東京・新宿）＝㈱エスコ貿易； ワールドゲーム・ミヤコ（東京・新宿）＝㈱東京キャビオート； ゲームプラザ・シルビア（東京・新宿）＝㈱東京マルサン； 名鉄レジャック（名古屋・駅前）＝㈱水野商会； ビデオイン・キャッスル（小倉・駅前）＝㈲太平会館； ビデオイン・マツヤ（京都・今出川）＝㈱岡田商会； 玉造ゲームセンター（大阪・玉造）＝峯興業㈲； ボウルタカハシ・ゲームセンター（大阪・阿倍野）＝㈱大阪サービスゲームス。

連載小説〈46〉

朝日のごとく爽やかに

和佐 健吉

時代について（T）

林洋一にとって川口整は面白い友だちである。川口整は洋一のことをどうおもっているのかは全然分らない。ただ川口と会って話をしているとあまり不愉快な感じがしたことはない。

今になってみると所謂人生の節目のようなところではいつも川口が顔を覗かせている。

洋一からは川口は大の親友とゆうことになるのであるが、川口から洋一にそう積極的にどうこう言ってきたことは一度もなかったような気がしないでもない。

そういえば一度だけの例外があったがあの時には川口はどういう気がしてそうしたのだろう。

洋一が中央線沿線に住んでいる女の人の家にはじめて訪ねて行くことになった日には強引に一緒に行くことを主張したのだった。
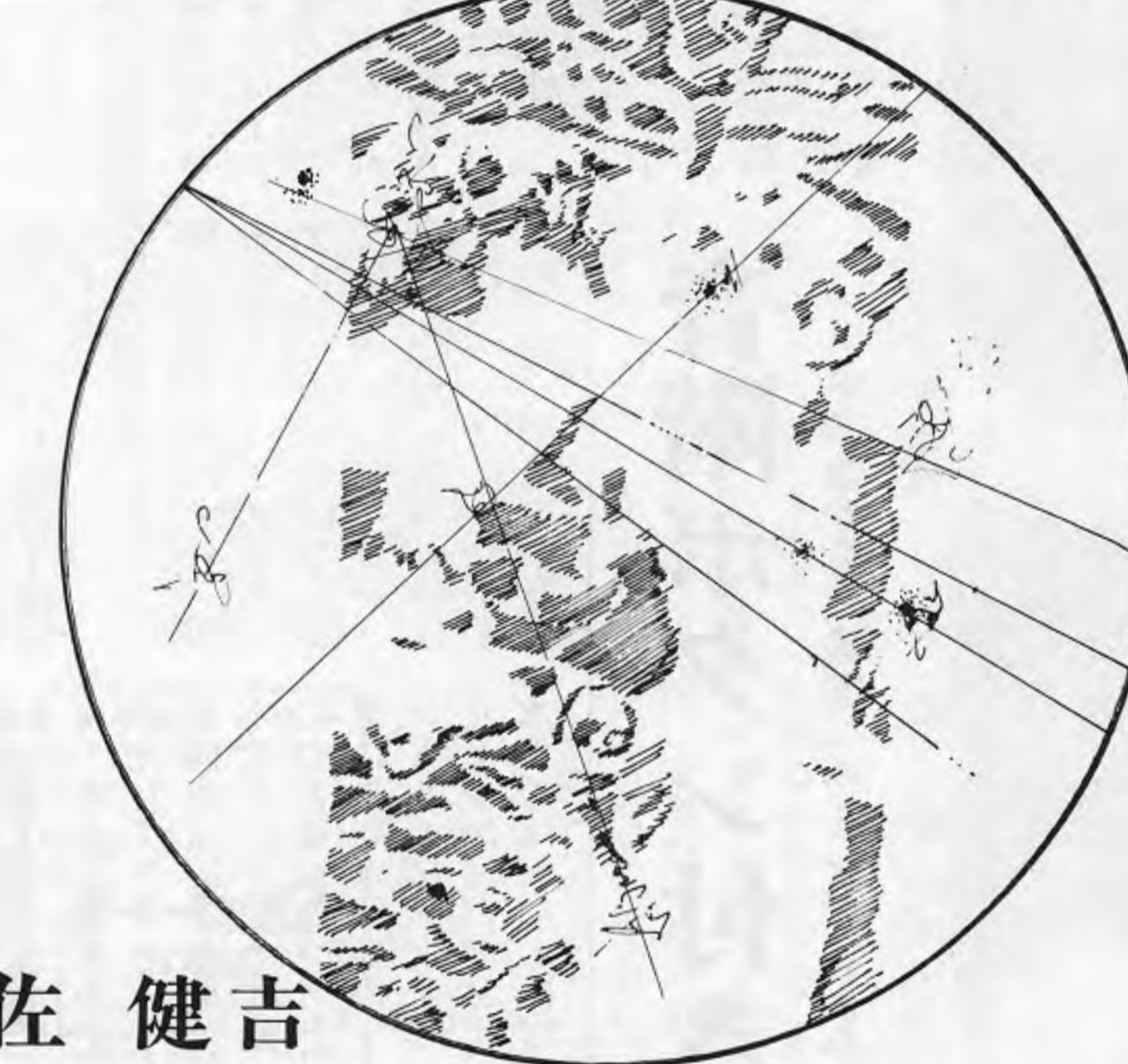
それとも今になると自分では信じがたいことではあるのだが、はじめて女の人の家に行くこと、それもその女の人の手紙ではその日には他に誰もその家には居ないことになっていたので、一方ではアヴァンチュールを期待するような面もないのではなかったのだが、肝心の土壇場にきて弱気になった洋一が川口を誘ったのだろうか。

川口は当時浪人であったのだからそうそう暇ではなかったはずだ。

玉ノ井から千川に来てみるとその違いはすべてにわたって大きかった。

玉ノ井は良くも悪くも隅隅までにわたって人の手によって汚された人工的な街であった。

工場も倉庫も飲み屋も女に春を売らせる店もそれからこれが洋一にとっていちばん大事なことであったのだが食べものを売る店もピンはそうはなかったが、キリの方は非常にヴァラエティに富んでいて安い食費しかつかえない洋一にとってはありがたい街であった。

朝はやくから安い惣菜を種種とりそろえて店の前を掃き清め打ち水をして明るい笑顔で真白なエプロンが眼に痛いような清潔な石鹸の匂いを漂よわせているお母さんと十七・八の娘がやっている食堂があった。

惣菜も御飯も大学食堂のものとは段ちがいによかった。

御飯はふっくらとして大学食堂のようにべちゃべちゃしていなく、水の具合が丁度よかった。

惣菜もみな出来だちで暖かったり熱かったり、ふうふう息をふきかけて冷まして食べていると田舎の家の朝食に通じるものがある。

ただお客はみな肉体労働者ばかりで洋一のように学生服を着て鞄を持った客はいなかった。

慣れない間はそういう労働者たちがもつ雰囲気におされて落ち着かなかった。

当時は洋一だけではなくて下宿をしている学生は食費としては一日あたり精精百円から二百円、平均して二百円弱から百五十円ぐらいしか使えなかった。

都心の食堂では卵丼や親子丼が百円ぐらい、カツ丼になると百円をこしていたから、わずか二百円弱で旺盛な食欲をなだめすかすということは大変なことであった。

その頃洋一は腹痛や下痢などで食欲が失くなると病気のことに気をつかって心配するのよりも食欲がなくて食費をつかわなくてよいことにほっとして内心喜びたくないのに実は食欲がないことを喜んでいるという奇妙な事態になるのであった。

店の客の雰囲気、食べる時にそういう肉体労働者がたてる盛大な音、ずるずるとかじゅるじゅる、すうすう。を我慢すれば、清潔だし安いし量が多いし美味しいし何も言うことはないよい店だった。

今にしておもえばこれも時代である。

洋一が勤めている会社、世間一般では商社というる大企業あるいはビッグビジネスあるいはセンセーショナルな書き方をする新聞や週刊誌や雑誌では大企業という表現ではものたりないのか上に超の字をつけて超大企業と書いてくれたりするのだが。

ここの社員食堂の音たち、特に女性が食べ物を食べる時の音はかつて東京の下町のはずれの肉体労働者たちがたてていた音をピストルの音に例えるとすると機関銃にもまさるすさまじい音になってしまっている。

それでいて喋らせれば結構テーブルマナーとかグルメとか含蓄が深いようなことをアンアン風とかノンノン風にやるから洋一は負けてしまう。

かといって男の社員がよいというのでもない、こちらはこちらでやはり機関銃のような音をたてることには変りがない。

以前は田舎ッペと言われると都会では田舎ッペは小さくならざるをえない雰囲気が支配的であったのだが、今や毛沢東ではないが、都会は精神的な田舎ッペによって完全に包囲されているだけではなくて乗っとられてしまい、田舎ッペによる田舎ッペのための田舎ッペの都会になってしまった。

中流という田舎ッペ、庶民という田舎ッペ。

フォード大統領が来日した時の晩餐会の情景がＴＶで流された時、洋一は感慨深くそのシーンを見た。

スープが出され、スプーンの音がガチャガチャと立ちあがり、ジャパニーズのエリート夫妻たちの席からは老若男女を問わず、時の庶民首相をはじめとしてずるずるという音が発せられ、フォードは一瞬たちすくむような姿勢で隣の皇后を見て次いで一人先の天皇を見て二人がもの静かであるのにやや勇気づけられ、ひそめていた眉がやや開いてゆくようであった。

フォードにしてもこれが日本の民主主義かと感じいること一入であったことだろう。

社員食堂の男たちがもっているもうひとつの秀れた習性がある。

楊子で歯の間をせせることを人前で怖めず臆せず実に堂堂とむしろそれを誇示するようにやることである。

最近では会議の時に楊子で歯の間をせせって、ふんぞりかえっているような徒輩も出てきだしたのだがああいう徒輩はいったいどういうつもりなのだろうか。

英文版業界ニュース

Overseas Readers Column

Irem Licenses "Kung Fu Master"

Irem Corporation (president, Tetsu Takashima) of Osaka has recently announced the licensing of its video game "Kung Fu Master" to overseas markets. According to it, exclusive selling rights have been granted to Data East Inc. of Santa Clara, CA., USA, concerning the North American market, including Canada, to Electrocoin Automatics Ltd. of London, UK, concerning the UK market, including Ireland, and also to NSM/Lowen Automaten of West Germany concerning the German and French markets. The exclusive selling rights agreements have also been signed with the designated companies concerning Spanish, Swiss, Italian and Australian markets, respectively.

Data East Inc. USA already signed an official agreement on January 10, setting about sales in the North American market from mid-January. Data East Inc. USA is resolved to take strict steps aganst unauthorized copies in the North American market, and also against unauthorized exports from Japan. Incidentally, in Japan, this game is sold under the name of "Spartan X".

Confusion On "New Fuei Act"

(Continued from page 26)

12) A copy of a personal history of the operator, and a copy of his resident card.
13) A mayor's certificate of the manager that he is not an incompetent, etc.
14) A medical certificate of the manager that he is not insane, etc.
15) A written oath of the manager that he has not committed a crime, etc.

Thus, a large number of papers must be submitted. However, law is law. If the applicant fails to submit them, he is subjected to penal regulations. Anyone who intends to conduct business within the category of "operation No. 8" must submit them, otherwise he cannot obtain a license.

Additionally, if an operator changes the content of his operation without police permission, he is subjected to penal regulations. If, for instance, an operator intends to purchase new games, resulting in a change of the number of games within his location, he must obtain a police permission to do so. Even when he wants to move games within the location, he must obtain a prior permission.

These rules are applied to sound arcade games and arcade videos. How absurd it is! Simply to deplore the new situation is of little avail, but everyone who knows the actualities cannot but get angry. To make matters worse, many of Japanese operators, in the face of a variety of correct information, do not want to understand the actual circumstances — on the contrary, they are rather optimistic. Many of them, in the long run, may disappear from this business. They may lament over their unhappiness before disappearing, but we cannot sympathize with them — it would be absurd! Even when a law is bad, it remains a law. We must continue to fight against it. Even when foolish operators do not support us, or even when they interfere with our struggle, we must fight for the sake of such ignorant operators and also for those engaged in healthy amusement business the world over.

"New Fuei Act" will be enforced on February 13. Although operators of businesses within the category of "operation No. 8" are favored with exemption of its application for three months concerning "license" alone, all other regulations, including business time, are enforced from February 13. At this juncture, the Editor's heart may be expressed as follows:

"Jerusalem, Jerusalem! You kill the prophets and stone the messengers God has sent you! How many times I wanted to put my arms around all your people, just as a hen gathers her chicks under her wings, but you would not let me!" — from the chapter 23 of "The Gospel of Matthew"

NAO Amusement Expo '85

(Continued from page 26)

Game; Omoigawa Kikaku; Omori Electric; Sanwa Denshi; Sega Enterprises Ltd.,; Seimitsu Co.,; Sigma Enterprises Inc.,; SNK Corporation; Taito Corporation; Taiyo Jidoki; Tehkan Ltd.,; Tiger Amusement; Togo Japan Inc.,; Token Co.,; Tokyo Amusement Machine Operators Assn.,; Tokyo Nikkodo; Tosa Trading; TRY Co.,; UPL Co.,; Yuei Co., Ltd.

The salient feature of the 4th NAO Show is that it has become possible to exhibit gaming devices. NAO has so far prohibited exhibition of gaming devices at NAO Show in order to stress that its members are engaged in sound operations. It seems, however, under the influence of "New Fuei Act" they have been freed from worrying about the need to stress that they are sound.

Anyone who wants to inquire about NAO Show or NAO's views, is requested to contact:

NAO : Yasuda Bldg., 6-8, 3-chome, Shibuya, Shibuya-ku, Tokyo 150, phone: 03-407-8711

Editor: *Masumi Akagi*
Amusement Press, Inc.
9-16, Kamiyamacho, Kita-ku, Osaka, 530 Japan

新風営法でゲームセンターはどう変るか？「新風営法入門講座」⑨

五種類の「遊技設備」

法の趣旨は "賭博に使用されやすいもの"

問 「八号営業に係る遊技設備」については、結局、国家公安委員会規則第三条で規定されました。ここでは、その条文を読みあげるのは省略しますが、どうこれ（施行規則第三条）を理解すればいいのでしょうか。

答 簡単に言えば、施行規則第三条に掲げられた五種類の「遊技設備」というのは、要するに賭博に使用されやすい遊技設備だ、ということになります。これは法第二条第一項第八号で「国家公安委員会規則で定めるものに限る」としてその前に書かれている条文の解釈から、そうなってくるのです。問題は、前回も言いましたように「賭博に使うことができる」という可能性に重点が置かれていることに、どうもありそうですね。

問 その「可能性」については、施行規則第三条の二号（テレビゲーム機）、四号（その他のゲーム機）で、カッコ書きの中で「射幸心をそそるおそれのある遊技の用に供されないことが明らかであるものを除く」という除外規定が入っていることとも関連しますね。

答 この除外規定の意味は、要するに「賭博に使用されないことが明らかなものは除く」ということですから、「明らか」かどうかは、いぜんとして「可能性」の問題だということになります。なんという厄介なことでしょう。

たぶんこの「明らかなもの」として除外されるものは、警察庁の内部通達等で今後明らかにされるでしょうが、はっきりしているのは「除外されるもの以外は賭博に使用されないことが明らかではない」ということになります。それらは、簡単に言えば「広い意味でのギャンブル機」です。

問 ちょっと待って下さい。では、賭博に使用されるということが通常考えられないAM機でも警察庁にすれば「八号遊技設備」として、「広義のギャンブル機」ということになるのですか。

答 警察庁ではそうは言っていません。当局の主張は「本来の賭博機とは現金を入れて現金が出てくるようなもの。そうでないもので遊技の結果に対して金品を賭けることができるものがある」ということになると思います。前者の「本来の賭博機」は刑法の賭博罪を構成するものです。後者については、当局は「営業者の姿勢による」としている、と考えることができます。後者が最も曖昧な部分なのですが、営業者次第で賭博に使えるという発想は大変危険なものと言えます。

このあたりは、今後も特に問題になりそうなので、一般に従来警察白書で掲げられた「ギャンブル機」を「狭義のギャンブル機」とし、そうでないゲーム機をとりあえず新法の趣旨から「広義のギャンブル機」と説明させていただいたにすぎません。

問 もう一度聞きたいのですが、デパートの屋上などに置いてあるゲーム機も「広義のギャンブル機」として「八号遊技設備」になるのでしょうか。もしそうなら、これはとんでもない話ではありませんか。

答 法律というのは頑固なもので、改正されない限りそのとおり運用されなければならないものです。このことは、いわゆる下位法令（施行令、総理府令、国家公安委員会規則、施行規則、施行条例など）についても同様です。法の目的にそぐわない、実態に合致しないなど、法施行後にはいろいろ問題も出てくるかも知れません（例えば、このシリーズ⑥でとりあげたモーテル規制の総理府令など）。

でも、警察当局は参院地行委の風営小委員会において「不都合な下位法令は相談の上すぐさま改正する」旨の答弁をしていますので、せいぜい期待して下さい。もっとも期待するだけで終るかも知れませんがね。

問 どうもあなたは私の質問をまともに聞いて下さらないような感じで困りますね。先の私の質問に答えていただけないのでしょうか。

答 だから私は答えているのですよ。わかり難いようでしたら、こう言いかえましょう。デパートの屋上にあるゲーム機であれ、どんなゲーム機でも、施行規則第三条の規定に該当すれば「八号遊技設備」です。除外されるものだけが、この規定から除外されます。これでいかがでしょうか。

問 今回の新風営法で「八号営業」を新しく「風俗営業」として「許可営業」にした理由は、主に賭博の未然防止でしょう。少年のたまり場防止もありますが、ギャンブル機を置いている店で本来守るべき自主規則を守らないところが、大体少年のたまり場になっているのではないでしょうか。ですから、業界でいうギャンブル機に限定するのが当然の結論だと思うのですが、新風営法の法案段階から「どんなゲーム機も賭博に使用できる」という変な理論（？）が出てきて、どんどん間違った方向に来てしまったようで、このあたりが一番問題のように思います。

答 そうですね。この問題はなかなか片付きませんね。ですが、これからの話はすべて今までの話を前提にすることになりますので、そのことだけは覚えておいて下さい。

つまり「八号営業」かどうかを決める重要な要素は、スロットマシンに代表されるギャンブル用遊技設備なのです。

新風営法を勉強する会

英文版業界ニュース

Overseas Readers Column

Confusion May Be Occur In Enforcement Of "New Fuei Operation No.8" Rule

Prior to enforcement of "New Fuei Act" on February 13, the Japanese Government, on January 11, promulgated the National Public Safety Commission's regulations (hereinafter referred to as "the executive regulations") and the Prime Minister's Office's ordinance (hereinafter referred to as "the executive ordinance") under "New Fuei Act". According to them, games used in "operation No. 8" are mainly gaming devices and "gray area" games. The text, however, is very difficult, and the National Police Agency (NPA) – which will execute the act – will reportedly regard games including arcade videos which display score, as games for "operation No. 8" without exception in principle. Thus, along with the enforcement of the act, confusion will be sure to occur.

There are roughly five kinds of games for "operation No. 8" stipulated in the executive regulations.

1) Slot machines and other medal games, such as bingo pinballs, money pushers, the Derby, etc.
2) Video games (excluding, however, those which are obviously not used for gaming).
3) Flipper pinballs.
4) game machines other than the 3 kinds of games enumerated above (excluding, however, those which are obviously not used for gaming).
5) Roulette tables and card game tables.

If a location has one or more units of any of the five kinds of games and/or devices listed above, it falls within "operation No. 8" that requires a police license. In other words, if a location has no such games, it does not fall within "operation No. 8". Why, then, are those games regarded as those for "operation No. 8"? According to NPA, the reason is that those games are very likely to be used for gaming. We, however, cannot be convinced so easily.

Of the five kinds of games enumerated above, we can fully understand that (1) slot machines and other medal games are obviously gaming machines, and (2) roulette tables and card game tables are gaming devices, and that these games are closely related to gaming. The problem lies with other kinds of games. Flipper pinballs, among others, have been thought to be representative of sound arcade games. In fact, they are never used for gaming, but they are unduly treated as games related to gaming. Additionally, in respect of videos and games other than videos, too, "those about which it is not 'obvious' that type are not used for gaming" are treated as games related to gaming. However, it is not "obvious" at all as to how "obvious" it is.

Agreeing with Nihon Amusement-Machine Operators Association (NAO), NPA has stressed that those displaying score as a result of play, can be used for gaming, asserting that all arcade games can be regarded as games for "operation No. 8". This, of course, is a wild proposition. Unfortunately, however, this absurd argument is currently predominant in Japan. A wild proposition, however, is a wild proposition. *Game Machine*, therefore, expects that the wild proposition, as such, will be overthrown.

The executive ordinance and regulations, concerning application for license needed for Fuei business, pinpointed a number of matters that have so far been unclear. Anyone who intends to start "operation No. 8" must obtain a police license without fail before opening his location. The existing locations must also obtain a police license by May 12 (when the term of interim measures expires). The license application procedures are very complicated. When, for instance, a company intends to operate a location by renting a building, the following papers must be attached to the "Application for License".

1) Papers describing the manner of operation (*Editor's Note:* unknown at present, since the authorities themselves are discussing the concrete contents).
2) A lease agreement on the said building, etc.
3) A plan of the floor where the said location is operated.
4) A rough sketch of area within 100 m distance from the location (*Editor's Note:* If there are schools, hospitals, etc., their locations must be noted down without fail).
5) A copy of the articles of association of the company.
6) A copy of a register of the company.
7) Paper describing a personal history of each officer for the last 5 years and a copy of his resident card (a copy of a register of foreigners when he is a foreigner).
8) A mayor's certificate of each officer that he is not an incompetent, etc.
9) A medical certificate of each officer that he is not insane, etc.
10) A written oath of each officer that he has not committed a crime, etc. (*Editro's Note:* If the company has 10 directors and auditors, the above papers must be prepared for all of them).
11) A written oath of the manager that he conduct business honestly.

(Continued on page 25)

Exhibitors Of "NAO Amusement Expo '85" Reduced To 40

Nihon Amusement-Machine Operators Association (NAO) will hold "NAO Amusement Expo 1985" on February 13–14 at Shinjuku NS Building, Tokyo.

Since the expo just falls on the enforcement of "New Fuei Act", those concerned were anxious about the possibility of its holding, but NAO intends to enforce it.

The number of exhibitors is 40, a decrease of 14 from 1984. 24 companies which exhibited their products last year, do not exhibit this year, including Amusement Press, Data East, Kato Amusement Industry, Kawakusu, Meisho, Namco, Nihon Gorakuki, Nippo Sangyo, Roller Tron, and Universal. Incidentally, Nintendo Co., has made it a rule not to join the NAO Show. The current expo is characterized by conspicuous participation of local associations. The exhibitors are as follows:

Amusement Industry Publishing; Asahi Engineering; Asahi Seiko; Capcom Co.,; Chubu Yuen Operators Assn.,; Coin Journal; Esco Trading; Glory Sales Co.,; Hope Corporation; Irem Corporation; Jaleco Ltd.,; Japan Operators Union; Japan SC Playlands Assn.,; K and U Inc.,; Kanto Goraku Kogyo; Kato Manufacturing; Komaya Manufacturing; Konami Co.,; Kotobuki Sales; Nichibutsu Co.,; Nihon

(Continued on page 25)

未来対応! ユニバーサル システム1。
ワン
☆ユニバーサル システム1は年に2～3本の作品を提供します。
ユニバーサル システム1仕様 汎用キット
「スーパー・ドンキホーテ」
も発売しています。
① スーパー・ドンキホーテ SUPER DON QUIX-OTE MODEL NO.8405 1984.11 発売
② アドベンチャー・ミスタードゥ ADVENTURE Mr.Do! MODEL NO.8515 1985.3 発売予定
③ タイム・スリップ TIME SLIP MODEL NO.8531 1985.7 発売予定
④ ワイルダーネス・キングダム WILDERNESS KINGDOM MODEL NO.8554 1985.11 発売予定
⑤ アドベンチャー・イン・ミドルアース ADVENTURE IN MIDDLE EARTH MODEL NO.8612 1986.3 発売予定
⑥ スペース・ドラキュラ SPACE DRACULA MODEL NO.8625 1986.7 発売予定
⑦ サーカス・サーカス CIRCUS CIRCUS MODEL NO.8652 1986.11 発売予定
(作品の名称等は予告なしに、変更する場合もありますので、あらかじめご了承下さい。)
○フロントオープンでメンテナンス作業は非常に楽です。
○ステレオで音響効果の迫力満点。
○アジャスター付き。
SUPER DON QUIX-OTE ™
スーパー・ドンキホーテ
あのドンキホーテが織りなす、愛と冒険のファンタジー!
仕様／ 1800(H) x 640(W) x 800(D) m/m AC100V 50/60Hz 180W (20'')
〒95-2835